

令和8年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和8年3月5日(木)

応招議員(12名)

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	教育長	関一男君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監	櫛濱学君	税務課長	片倉剛君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	武田力也君
地域整備課長	遠藤歩未君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	伊藤義継君	学校教育課長	角田倫明君
社会教育課長	齋藤正智君		

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

議事日程第2号

令和8年3月5日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 一般質問〔4人 10件〕
- ◎一般質問通告順
7. 4番 鈴木利博 議員
8. 2番 赤間繁幸 議員
9. 9番 田中三恵子 議員
10. 11番 高橋重信 議員
- 日程第3 議案第7号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第8号 大郷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第9号 大郷町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 大郷町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 大郷町東日本大震災復興基金条例の廃止について
- 日程第8 議案第12号 大郷町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第9 議案第13号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第14号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第15号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第16号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第17号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第18号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問〔4人 10件〕

◎一般質問通告順

7. 4番 鈴木利博 議員
8. 2番 赤間繁幸 議員
9. 9番 田中三恵子 議員

10. 11番 高橋重信 議員

- 日程第3 議案第7号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第8号 大郷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第9号 大郷町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 大郷町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 大郷町東日本大震災復興基金条例の廃止について
- 日程第8 議案第12号 大郷町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第9 議案第13号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第14号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第15号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第16号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第17号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第18号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第3号）

午 前 10時00分 開 議

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番鎌田暁史議員、4番鈴木利博議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石垣正博君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） では、おはようございます。

では、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大綱1、不登校対策に介護の考えを。

（1）介護の考えの中で、介護になった方への接し方は十人十色であり、不登校においても同様の考えであります。不登校になってからの原因究明から、どのような対策を実施していく段階にあっても、なかなか実施されないことが不登校減少へと結びつかないものと考えます。町としての不登校対策として所感を伺います。

（2）不登校児童・生徒への具体的なアプローチ方法がうまくいかないのが現状ではないかと考えます。町の所感を伺います。

（3）できることは伸ばしてあげる、できない部分を補ってあげることは、不登校児童・生徒の尊厳を大事にすることにより信頼関係が築け、いずれは脱不登校へと発展していくものと考えます。町の所感を伺います。

続きまして、大綱2です。

使用済み天ぷら油の再利用を。

CO₂削減への取組として、家庭内もしくは事業から排出される使用済み天ぷら油に注目し、新しいエネルギーを作る循環型エネルギーについて伺います。

（1）町としてCO₂削減に取り組むべきではないかと考えます。そこで、使用済み天ぷら油を回収することに力を入れ、回収方法や場所を考えてみては。所感を伺います。

（2）使用済み天ぷら油を業者に売却し、バイオディーゼル燃料に生まれ変わることにより、CO₂削減へとつながると考えますが、所感を伺います。

（3）人口減少対策。

人口減少対策は、本町に限らず大きな問題でございます。大きな問題だと諦めてしまえば、次の世代にバトンを渡した際に、もしかしたらバトンを受け取ってもらえないという危惧も考えられます。

（1）今までの人口減少対策は期待できる結果になっていない。その原因と今後の対策について町の所感を伺います。

（2）空き家バンクを実施しての効果も芳しくないものと考えます。

空き家バンクをやめ、宅地造成に改めていく考えはないのか、所管を伺います。

(3) 出産数を増やす施策として、出産祝い金や子育て応援支援金など、今の子育てに何が求められているのかを考えるべきと思いますが、所感を伺います。

以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。初めに教育長。

教育長（関 一男君） おはようございます。

鈴木利博議員の大綱1つ目、不登校対策に介護の考えをの御質問に答弁いたします。

(1) の不登校対策につきましては、初期段階の対応が重要となります。不登校の要因は、個人、学校、家庭と様々でございます。学校では、タブレットによる健康観察などで児童・生徒の日々の変化に注意し、休みがちになってきた児童・生徒には、保護者と情報共有するなど、それぞれに合った対応や支援を行っております。

(2) の不登校児童・生徒への具体的なアプローチ方法につきましては、学習面、生活面について、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言をもらい、復帰までの教育支援計画を立て、児童・生徒に合った支援を実施しております。

(3) の不登校児童・生徒の尊厳を大事にすることにつきましては、学びの多様性を重視し、心のケアを大切にしながら、児童・生徒の支援に当たっております。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 大綱2つ目の使用済み天ぷら油の再利用の御質問に答弁をいたします。

(1)(2) 番につきまして関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

使用済み天ぷら油の回収によるCO₂削減の御提案につきましては、環境負荷の低減や循環型社会の形成に資する重要な取組であると認識をしております。今後は、他自治体の事例や民間事業者の取組状況を調査し、本町に適した形での導入の可能性について検討してまいりたいと思います。

次に、大綱3つ目の人口減少対策の御質問に答弁をさせていただきます。

(1) の人口減少対策の評価につきましては、これまでも様々な施策

を講じてまいりましたが、年間約100名前後の人口減少が続いている現状を重く受け止めております。

人口減少の主な要因と考えられますのは、少子高齢化による自然減に加え、進学、就職に伴う若年層の転出による社会減が主な要因と考えられます。今後は、単なる定住促進だけでなく、関係人口の創出や町内産業の振興による働く場の確保、そして安心して子育てできる環境の整備を推し進めてまいります。

(2) の空き家バンクの廃止と宅地造成につきましては、令和7年度中の空き地、空き家バンクの登録数は3件、相談件数が23件、ここ3年間での成約件数も10件あり、一定の成果があったと思っております。今ある地域資源を活用し、移住希望者とのマッチングを図るための重要なツールであることに変わりはありませんので、空き家バンクを廃止することについては考えておりません。

一方で、新たな受皿としての宅地造成も重要な対策と認識をしております。引き続き、空き家バンクによる既存ストックの活用と並行し、民間活力の導入を含めた住宅地の整備についても、まちづくりの観点から前向きに検討してまいります。

(3) の出産数を増やす施策につきましては、出産祝い金や子育て応援支援金などの経済的支援は、出産、子育てに関する負担軽減に一定の効果があるものと認識しております。本町といたしましても、子育て世代の声を丁寧にお伺いしながら、今求められている支援を検討していく必要があると考えております。

来年度は新たに5万円を上限に出産育児一時金と出産費用の差額分を助成するなど、今後も、国や他自治体の動向も踏まえつつ、効果的な子育て支援策について検討してまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 答弁ありがとうございました。

大綱1番目の不登校対策での介護の考え方についてを提案した、一般質問した理由にも、その背景についてちょっと最初に御説明したいと思っております。私がこれは昨年11月から今年初めにかけて、個人的に介護職員初任者研修というのを受講して、その際に座学というのが結構何時間という座学があったんですけども、その座学を勉強している中で、やはりこの介護の考えというのは、非常にこの不登校に限らずなんですけれども、学校の道徳とかにも非常に使えるというか、共通で使えるものというふうに認識しております。そういった考えがベースにあって、

今回その介護の考えをというところで始まったわけなんですけれども、その介護の考えからいくと、例えば、介護もいろいろな部分がありますけれども、通常ですと、介護の認定を受けてなると最初にアセスメントがあって、あと介護計画、そして実践、そして振り返りという、こういったスキームが一連の流れになっているのかなというふうに思っております。

そこで、特に介護の先ほど冒頭に話しましたそのアセスメントというのは、これは非常に重要で、実際にこの介護のアセスメントの文面を読みますと、介護のアセスメントは単なる情報収集ではなく、利用者の全体像を把握し、適切なケアプランを立てるための基盤となり、これにより利用者が望む生活や自立支援に向けた支援内容を明確化でき、サービスの質を高めることが、ということを書いてあるわけなんです。となると、例えば、やっぱり不登校になってしまうというのは、本当はないほうがいいんですけれども、仕方なくなってしまう場合、そのまま不登校のままで行く場合、でも本当はやっぱりいずれはどこかでは自分としては不登校脱、脱不登校したいけれども、なかなかきっかけができないということも十分考えられると思いますし、やはりあと、今度この親、親のね、やっぱり今独り家庭の親とかも多いわけですから、なかなか本人も不登校にはなつたけれども、不登校を脱したい、だけどなかなかこうきっかけもうまくできてないという、そういう児童・生徒もいなくはないかなと思うんですけれども、そのあたりをうまく教育課というか学校教育のほうで、何ていうかな、児童・生徒の心を開くような接し方をしていけば、いずれはだんだんと不登校はなくなっていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

教育委員会としましても未然防止に努めているところで、支援計画を立て、それぞれの要因に応じた支援をしているところでございます。教育長も答弁しましたとおり、要因には様々なものがありまして、個人であるとか学校であるとか家庭の要因がございますし、さらには複雑に絡み合った要因なども考えられるところがございます。それぞれの状況に合った支援というものに心がけているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 様々な要因というのがなかなかちょっとくせ者かなと思

うんですけれども、様々な要因ということのくくりで区切っちゃえばそれまでなんですけれども、そこをどうくくりを何というのかな、崩していくのが今後の重要な課題ではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

様々な要因ございまして、それぞれ児童・生徒によっても、対応によっても違いがあると思っております。

担任については、それぞれ定期的に連絡を取り合ったり、学校便りであるとか学級便り、さらには課題などの配付についても行っておりますし、家庭訪問などもしているところでございます。

要因、様々なわけですが、それぞれに応じた形、支援計画立ててそれに応じて対応しているところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） それはあくまでも学校側でという、学校側でのみの対応ということになるかと思うんですけれども、やはり、そこは例えば教育課長が自らが、全員といわず何人かに寄り添って、本当の原因って何なのかなってというのは、教育課長自身として状況を把握してみるというのも一つの手ではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

なかなか全児童・生徒に対しては難しいところではありますが、所管するところで、ケアハウス、私所長をしております、ケアハウスには定期的に出向いて、状況であったり、話だったりというところは確認しているところでございまして、ケアハウスに来ている児童・生徒に限ってはある程度把握していると思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ケアハウスに行った際に、担当課長としては、いろいろ接すると、なかなかこういう原因があって不登校になってるのかなとか、いろいろこう人それぞれ背景というか、そういうのはあると思うんですけれども、その辺もし差し支えない範囲で、こういうので悩んでる子供が多いのかなとか、こうしたらもっとよくなるんじゃないかなとか、担当課長レベルでもし、お願いしたいと思えます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきますが、ケアハウスに行

っても、スーパーバイザー、コーディネーターそれぞれいますので、それぞれが対応しています。私が直接、対応することはございませんが、行った感じ、見た感じといったところでは、それぞれの様子といったところについてはなかなか様々ありまして、難しいところがございます、一概にはお話できるところはないと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） なかなか難しいと思いますけれども、ちょっとした話かけだけでも、あと、何かちょっとした遊びをすることによって、子供の、児童・生徒の心が開く、要はやはり大事なものは心を開いて打ち解けていくというところから不登校原因の、不登校の原因がもしかしたら探れるんじゃないかなというふうには思うんですけれども、どうでしょうかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

個々に合った最適な学び、居場所といったところに重点を置いて支援しているところです。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） やはり何て言うんですかね、大郷は先ほどの人口減少、自然減もありますし、出生数も少ないのが見込まれてますので、やはりこの今の小学生、児童・生徒をやっぱり大事にしていかなければならないんじゃないかなと思うんですね。やはりそこで町とかが、今苦しいときの児童生徒を救ってあげることができれば、いずれも大郷を離れず、この大郷に根づいて大郷をやっぱり成長させていくんじゃない、させていくものだというふうに、子供たちの意識も変わっていけるんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうかその辺は。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

やっぱり児童・生徒も少なくなっているところでございますし、それぞれに合った対応というのが必要だと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） では、引き続き、なかなか大変だと思いますけれども、でもこれは大変だけで諦めてしまうと、やはり将来町のためにもならないと思いますので、ぜひ、引き続き頑張ってくださいと思います。

続きまして、大綱 2 の使用済み天ぷら油のことなんですけれども、これはちょっと私も大崎市内でやっている業者のほうを訪問して聞いてみたんですけれども、結構やっぱりいらっしやって、例えば大崎市だと年間

大体6,300リットルぐらいの使用済み天ぷら油を回収していると。隣町の大衡村のほうも、その業者さんの話によると約10年ぐらいそういう回収をやって、年間に大体2,800リットルぐらいの回収をしているそうなんです。やはり目指すところは、家庭から出た使用済み天ぷら油、それを下水とか浄化槽に流さず、流せばやはり汚れますし、そういうのを何というんですか、ペットボトルに集めて、それを年に何回か指定するところに持って行って、それを業者に回収してもらおうと。それが、そこで業者もそれを元にディーゼル燃料を作って、そのディーゼル燃料を元に、例えば町民バスを走らせたりとか、あとは大郷町の何か役場で使ってる軽油のダンプとかそういうところに使っていけると、循環型としていいのかなという感じはするんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） まず、町長の答弁のほうと重なる部分があるかと思えますけれども、やはり使用済み天ぷら油、そちらのほうを有効利用できれば環境のほうにも大変プラスにはなるなというふうな認識は持っています。ただ、今のところ大郷町といたしましては、全くゼロベースでございますので、今後、ほかの自治体での取組などを調べてまいりたいなというふうに思っています。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ぜひ、お隣の大衡村とかもやってるそうですので、一度また聞いていただいて、やはり目指すところは、先ほども申し上げたとおり家庭から出た天ぷら油、廃天ぷら油を使って、それで循環型の町というのが理想なのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、大綱3の人口減少対策に移っていきたいと思います。

要因としては自然減もありますし、そうですね、やはり何ていうんですか、自然減もあれですけども、やっぱりこう移住、定住とか、何かこう自然減を上回るような施策というんですかね、そんな都合のいい政策はないかもしれませんけれども、どうでしょうか、課長。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

自然減ということで、こちら毎年100名程度は減しているというような状況がございます。ほとんどが、死亡と出生の差が自然減ということになります。その分で町の全体の人口の減というところにつながってる

というような部分がございます。そういった意味では、高齢者の方がお亡くなりになるのを減らす、あとは出生を増やすというところで、そこを詰めれば人口の減というのは抑えられてくるのかなというところがございますので、そういった意味では、やはり高齢者の死亡を減らすというところは、当然医療であったり介護であったりという部分でということもあるかとは思いますが、やはり出生を増やすということになりますと、若者の方が定住であったり移住してきていただいたりというような、そういった魅力のあるまちづくりをすることが必要なのかなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） やはり自然減は、ある程度それはある程度避けて通れない部分あるとは思いますが、やっぱり出生数を増やすというのは、そうは言いますが、でもなかなか昨年生まれた数が数ですから、これを2桁から3桁とか50人以上の出生数を目指すというのは、口で言うほどなかなか難しいのかなと思うんですが、でも実際、課長、施策何か考えてますかといいますか、何かありますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたが、関係人口の創出であったり、町内産業の振興による働く場の確保、子育てができる環境の整備というところで、こういったところで、様々な事業のほうをこれまでも打ってきたというところはございますが、今後につきましても、かわまちづくり事業であったり、地域おこし協力隊のイベントであったり、道の駅、こちらのさらなる充実であったり、商品開発、企業誘致、そういったところでの関係人口の創出、それから働く場の確保というところでは、農業、工業、商業、そういったところへの町内産業の振興、それから、そういった関係での企業誘致といったところに力を入れていかなくちゃいけないのかなというところ、それから子育てができる環境といったところでは、子育て支援というところでは、本町は、ほかの町よりもしっかりとできているのかなというところがございます。さらにそれに加えてというところで、住宅環境の整備であったり、公共交通の再編、それから学校教育、先ほどございました学校教育の充実であったり、そういったところでしっかりと今後取り組んでいけば、さらに社会像といった部分につなげていけるのかなというところも見込めると思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 確かに今おっしゃられたとおり、実現できれば、もう本当に鬼に金棒かなと思うんですけれども。実際なかなかいかないところも現実なのかなと思うんですけれども、その中でやっぱりあれですか、今のを全部やっていこうといってもやっぱりそれは難しいと思いますから、やはりどこか特化して、例えば企業誘致といってもなかなか企業誘致は実際言うほどそんなに簡単でもないですし、土地もないですし、となると、その中で何が一番近道で、何だ、一番やりやすい政策っていうのは、今課長が言われた中で何が一番現実味がありますかね、言うのはいいんですけれども、現実味がないと多分駄目だと思うんですね。実際何が現実がありそうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 特効薬はないというところはあるので、やはり時間をかけてというところもあるかと思えます。そういった中で、ある程度これから取り組もうとしている中で、より力を入れてという部分については、まずは若い方が、会社の通勤であったり、学校に行ったりといったところの対策というところで、公共交通、こちらの再編というのはもう動き出しているというところがございますので、そういったところの移動という部分について、総合計画のアンケートにおいても一番そこを、公共交通の充実といったところが一番町民の方が求めているようなところもございますので、そこは取り組んで、これから取り組んでしっかりと実現させていければというところがございます。それから、あとはやはり住むところがないというところがございますので、そこについては、この後にもあるかと思えますが、空き家の活用であったり、住宅環境の整備であったりという部分についてはしっかりと取り組んでいかなくちゃいけないのかというふうに思っています。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） なかなか特効薬もないというのは分かりますけれども、でも、ぜひ課長の知恵を絞って頑張ってくださいと思います。

続いて、空き家バンクなんですけれども、空き家バンクもやめてしまえというようなところもあったんですけれども、答弁を見ますと登録数は3件ということですよ。ここ3年間で成約件数も10件。これちょっと一瞬、言い方が悪いですけれどもこんなもんなのかなと思うところもありますけれども、でも、大郷の町を考えれば大体この辺が妥当な数字なのかなというふうに私も何か思います。空き家バンク自体は悪

くはないと思うんですけれども、ただ、大郷の自治体にはあまりこう、空き家バンクはちょっとそぐわないと言ったら大変失礼なんですけれども、あんまり実際課長としても空き家バンクやってあんまり張り合いつてあんまりないんじゃないかと思うんですけれども、相談件数がいっぱい来て、いい物件があつて、よっしゃというふうなところよりは、ややそうでない物件が多いから、実際こうやってどうですか、なかなか言いづらいところもあるかもしれないと思いますけれども。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 空き地・空き家バンクにつきましては、これまでも実績としまして、登録件数が82件、成約件数が47件ということで平成28年度からの実績ということにはなっております。そういった意味ではある一定の効果はあるのかなと。ただ、毎年そんな10件20件というような形で成果が出ているというところではございません。これについては、空き家バンク、こちらの登録数といったところで、ちょっとまだしっかりその登録がいただけてないのかなという部分がございます。そういった部分も、今後、先日もございましたが、空き家アドバイザー協議会であったり、民間の企業様の力をお借りしながら、そういった対応を、まずは調査をしながら、登録をしてもらうというところから対応していければなというふうに思っております。

それから、空き家の課題というところで、これはずっと残る課題になるかと思えます。そういった意味では、それを資源として捉えて有効活用しなくちゃいけないというところもございますので、そういった意味では、今、新築の住宅も高くなっているというようないところもあって、中古物件が求められているというところもあるようでございますので、将来的なことを考えると、空き家バンクについてもある程度効果という部分はあると私は思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 確かに、空き家も結構多いんですけれども、多いからと空き家バンクに登録するかというところでもないのが実情かなと思えます。

昨日、佐々木和夫議員のところでも、税務課のほうから地権者のほうに固定資産税のほうを通知する際に、空き家のこともちょっと触れて渡してるといふ、昨日お話しされたと思っておりますけれども、それはそれで悪くはないとは思いますが、実際でも私も思うんですけれども、

固定資産の切符が来て、切符は見ますけれども、それ以外は要らないし、見もしないで大体ぶん投げるのが大体私はそうだと思うんですね。結局、あんまり入れても効果がないのかなという感じがするんです。

たまたま、これはちょっと例なんですけれども、昨日ちょっと二、三日前かな、山形県の長井市からというところでちょっと来たやつなんですけれども、これも正直言って私も来たからといって大体ぼいっと捨てるんですけれども、今回この空き家のこともあったのでちょっと今見ていろいろ見たんですけれども、例えば、こういうちょっと大きい紙で来たとかすると、一瞬という感じで目には止まる可能性もあるかなと思うんです。ですから、やはり先ほど課長が言われた、その資源だということを実際に考えて、住宅の活用、利活用とかにもし本当につながるという気持ちがあるのであれば、やっぱり本当に、税務課の固定資産の通知にちょっと寄せて入れるぐらいよりは、本当にこうですよと、もう本当にもう町では空き家は本当に今必要としてますよというぐらいのものを届けてあげれば、もしかしたら地権者の人も、100人に何人かはちょっとなという人もいるかもしれないと思うんですけれども、どうでしょうか、そのあたりは。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。議員御指摘ございました、税務課の切符の裏側にとるところ、確かに裏ということにもなりますので、見る方というのはどれだけいるのかってところはあるかと思えます。そういった意味で、その効果というところがどうかというところございますので、そこについては、今後ホームページだったり、あとは毎月の広報の中でもかなりの回数、年間、空き家バンク、空き家の関係の広告というのは打ってるというふうには思っておりますが、今、御提案ありました件も含めて、どういった取組をほかの市町村でもやっているのか、それがどれどれだけ効果が出てるのかということも含めて検証しながら、より大郷に合った形での、より目につくような形でのPRというのをしていければと思います。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） やはり空き家で持ってる方からすると、例えば、その通知が来ても、要はほっといてくれというのは大体常だと思うんですね。そこをやはり、何というかな、こうぐっと思わせるようなものの取組とか、やっぱりインパクトあるもの。例えば、これもしよかったら後で差し上げますので、これに改良して、何かこう地権者の心を動かすよ

うな、何かあってもいいのかなと思うんですよ。

やはりあと、地権者が何かやらないというのはいろいろ理由があると思うんですけれども、要は金がかかるとか、一番はお金だと思うんですね。だから要はほっといてくれというのが大体通例だと思うんです。そこにやっぱりお金をかかる。この空き家にした場合はどうなのか、何かやっぱりデメリット感が、デメリット感とかそういう何かこのまま持っていると大変だよというのが地権者が分からないと、ただ単にそのまま持っているっていうのが大体そうだと思うんですね、やはり今物価高騰もありますし、そういう中で無駄なお金を使いたくない。まして親のものを、自分たちも例えば家持っていて、余計なものに金を使いたくないというのが程度本音なのかなと思うんですね。そこら辺をうまく解消できるように、何かこう町から少しく、やっぱり心が動けば、おお、じゃあというふうになると思うんですね。やっぱりその心の動かし方といたら変なんですけれども、その分を、今後の空き家バンクの数を増やすにしても何にしても、やっぱりそういうのというのはすごい重要だと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、確かに今後このままにしたらどうなるかというところの御意識といたしますか、所有者の方の御意識っていうのが、まだあまりせっぱ詰まったところがないのかなというところもあるかと思えます。国の空き家対策の特措法において、空き家であって、最終的に特定空き家ということになって、行政代執行というところまでいくと、それはそれで大変なことではあるんですけれども、その手前の管理不全空き家というような状況であっても、昨日も御答弁の中でありました、固定資産税の減免の解除というのがされてしまうというようなところもございますので、そういったところを、先ほど議員が心を動かすようなというようなお話ありましたけれども、実際、そういったところも、セミナーではそういったお話もさせていただいたというところでもございましたが、やはり町民の皆様、皆さんに目が届くような形で、そういったところの御案内というのも、周知というのもできればと思ってございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ぜひ、続けて頑張っていたいただきたいと思います。

続いて、(3) 番目の出産祝い金関係なんですけれども、やはり今若い

お母さん方というのは子供を産む数もなかなか少ない。一番いいかどうか分からないですけれども、やっぱり産むお母さんに2人目3人目、4人目と子供を産んでいただくのも、何というんですか出生数を増やす一つの要因じゃないかと思うんですけれども、やはりここは町長にお願いというか、やっぱり今若いお母さん方とか何というか例えばこう座談会をやるとか、今何があればもうちょっとこう子供が産めるのかとか、それとももう産みたくないのか。何かそういった場があってもいいんじゃないかなと個人的には思うんですけれども、その辺、町長はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 今御提案いただいた内容について、そのとおりでと思いますし、必要性を感じておりますし、私の考えの中で、町民の方々との対話の中でまちづくりを行っていくという基本的な考えがありますので、そういった場面について、新成人というかの座談会も私議長になってから始めてきた内容でありまして、様々な御意見もいただいて、それは必ずしも全てはできませんが、少しずつそういった要望に応える形でまちづくりをしていかなければならないと考えておりますし、今の御提案につきましてもまさにそのとおりでと思います。

ただ、出生数というか、そこだけ増やすというか、なかなか難しいかと思えます。やはり一番は経済的な面だと思います、はっきり言って。そのほかに、あとは先ほど担当課長ね、まちづくり課長からもお話ありましたが、やはりこの町に若い世代の方、子育て世代の方が住んでいて、住みやすい、生活しやすい環境に少しでもつくっていかなければならないと、応えていかなければならないんだと思えます。その中で、交通網の整備もそうでありまして、あるいは介護の場、遊ぶ場もそうだと思いますし、そういったもの全て聞きながら、応えられる内容というか町で実現可能な部分からやっぱりやっていかなければならないと思いますので、いずれにしても、そういった皆さんの声を聴くということは大事だと認識しておりますので、そのような方向で進めてまいりたいと思えます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 若いお母さん方からして、町長自らが座談会とかでいろんな人の話を真摯に聞いていただく機会があれば、子供の数も、子供の数ばかりじゃないですけれども、もうちょっとやっぴいこうとか、何かこう、やっぱり若い世代の人たちってなかなか町長とかとこうお話をす

る機会というのは実際ないと思うんです。選挙の時は応援に行っただけというのがありますけれども、実際、そういう選挙が終わって、そういう座談会とか何かいろんな和気あいあいとしゃべる機会ってなかなかないと思うんです。でも、やっぱりそこで町長と打ち解けていける機会とかが増えれば、もっとこの町に住んでいこうとか、いろいろ考え方も変わっていくのかなと思うし、先ほど不登校の話もあったと思うんですけれども、やっぱり不登校もいろいろちょっと戻ってあれなんですけれども、今日ちょっと私もたまたま、中学校の同窓会の入会式が、入校式、入会か、あってちょっと私も行って来たんですけれども、やはり校長先生に聞くと、いろいろ理由があってとかという話も聞いてあれなんですけれども、やはり何ていうのかな、例えば町長の力とかそういう力があれば、若い世代のお母さんお父さん方とかも、何かこうエネルギーをもらえてまた頑張っていける機会になれるんじゃないかと思うんですけれども、ぜひ町長その辺は、年に1回とは言わず2回でも3回でもやっていただければと思います。

以上で終わります。

議長（石垣正博君） これで鈴木利博議員の一般質問を終わります。

次に、2番赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 通告順位、8番、赤間繁幸でございます。これより一般質問を行います。

大綱1、公約のスーパーマーケット誘致について。

スーパーマーケットの元気屋さんが閉店したことによりまして、生活に不便を感じている町民の方が多くいらっしゃいます。町の活力がどんどん失われていっているような状況だと思ってございます。この状況を打破すべく、早急にスーパーマーケットを誘致していかなければならないと考えてございます。ただ、事業者にとっては、本町で採算を確保するのはなかなか厳しいのではないかと考えております。ですので、やはり町が何らかの支援をしていかなければならないと考えております。以下についてお伺いいたします。

（1）誘致の現時点での状況をお伺いいたします。

（2）事業者への支援は考えているのかお伺いいたします。

大綱2でございます。空き家対策について。

空き家を大きく分けると、管理されている空き家とされていない空き家に分けることができますと思います。その中の管理されていない空き家がそのまま放置されることによって、周りの住環境が悪化していつてし

まう、そういうことを避けるために、やっぱり町が解体を促すような支援をしなければならないと考えてございます。以下についてお伺いいたします。

(1) 管理されず、再利用の難しい空き家の件数は把握しているのかお伺いいたします。

(2) でございます。上記の空き家を解体する場合、町からの補助はあるのかをお伺いいたします。

議長 (石垣正博君) 答弁願います。町長。

町長 (石川良彦君) 赤間繁幸議員の大綱1つ目、公約のスーパーマーケット誘致についての御質問に答弁をいたします。

(1) の誘致の現時点での状況につきましては、これまで複数社と交渉を行ってきており、現時点においても交渉を継続中でございます。誘致の進展状況についての答弁は控えさせていただきますが、町の熱意を示しつつ、宮城県の中心にあり、各方面への交通アクセスがよいという地理的優位性、さらに、幹線道路の交通量が多く来店客が見込めること、さらに、移動販売車による買物支援の導入により店舗の売上げに貢献が期待できるということを、本町への出店メリットとしてアピールをし、企業側の出店条件とのすり合わせを行いながら交渉を重ねている段階にあります。

(2) の事業者への支援につきましては、本町としても用意しなければならないと考えております。具体的な支援内容については、事業者の意向を踏まえて検討していくこととなりますが、町からの支援によって、事業者の出店に対する負担感を少しでも軽減し、本町への出店メリットを際立たせることができれば、出店の実現性が近づくものと考えております。

次に、大綱2つ目、空き家対策についての御質問に答弁をいたします。

(1) の再利用の難しい空き家の件数につきましては、空き家台帳に登録している件数としては140件となっております。令和6年度にはその所有者に対する空き家アンケートを実施し、その状況について調査をしたところであります。回答のあった61件のうち33件が空き家であり、そのうち状況に問題がある空き家が22件あることを確認しております。今後、専門的な知見を有する民間企業や団体と連携し、個別の空き家調査も含め、総合的な空き家対策を進めてまいりたいと思います。

(2) の空き家の解体補助につきましては、老朽化し、危険な空き家を解体することは所有者の経済的負担が大きく、そのことが空き家除却

の阻害要因の一つとなっていることは認識をしておるところであります。今後、国の補助事業の活用や、町独自の除却補助制度の創設につきまして、先進自治体での事例なども調査し、本町に合った効果的な手法を検討してまいりたいと思います。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） では、再質問を行いたいと思います。

昨日、2人の議員さんが同じ質問をしておりますので、できるだけ違った角度でかぶらないようにと質問していきたいと思いますが、私の心理状況によっては同じような質問になることがあると思いますが、その辺は御容赦いただければと思っております。

まず、大綱1のスーパーマーケットについてなんですが、お伺いしたいのは、町がなぜスーパーマーケットを誘致しなければならないのかということ、ちょっと課長さんたちにお伺いしたいんです。よろしいですか、課長さんたちに。なぜ町が。まず、筆頭課長である総務課長から、そしてやっぱり、その誘致するには予算処置も必要になりますので、財政課長。そして、スーパーマーケットはやっぱりまちづくりにとっては欠かせない重要なものになりますので、まちづくりの課長。そして担当課長と。農林課長は次の機会にまたお伺いしたいと思いますので。よろしいでしょうか。

議長（石垣正博君） まず、答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

実際今スーパーマーケットが町でなくなって、本当に住民の方が大変な思いをされております。それで、近隣の町村に行って買物をするということで、本町では高齢化率が40%を超える状況でございますので、本当に買物は不便ということは痛感してるわけでございまして、やっぱり住民の、生きるためには食べていかなければいけない部分は多々あるかと思っております。したがって、そのために、スーパーマーケット、今までは近くにあって、住民バスで来て買物してお帰りになったお客様、住民の方がいっぱいいらっしゃると思うんですが、それは今現在隣町まで行かなきゃない。あとはもう老人の方であれば老人ふれあい号で行っている方もいるんですが、今までであれば毎日のように行ける可能性もあったんですが、町外になりますと時間等も要するわけでございまして、住民の高齢者対策も出てきますし、すぐに行って、いろんなもの、食べるものがすぐ買えるというようなことでございまして、それがあつたら、スーパーマーケットがあれば、町民も大郷町に住んでよかつたなと

いうなこともございますし、今高齢者対策も喫緊の課題でございますので、人口減少をなくすような課題は、まずはそこがあって、一番の町での1つ目の課題だと私は認識してございますので、スーパーマーケットは誘致をぜひとも進めていただいて、人口減少の歯止めをかけるような施策のまずは一つではないのかなという私は認識してございます。これは私の思いでございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

私の考えといたしましては、やはり高齢化をしていくということが目に見えておりますので、日用品が手軽に買える場所というものの確保というのは町として必要だと思っております。

方法としましては、買物できる場所のほうにより便利な交通機関があれば、それも一つの方法になりますし、スーパーマーケット誘致というものもちろん一つの方法ですけれども、スーパーマーケットの誘致というものの中には、やはり移動販売ができて、本当にその買物に苦勞している方が日用品を買えるというところを町で用意するところが一番なのかなというふうに私は思っております。私は財政のほうを担当しておりますので、財政厳しい状況であります、やはり、町として将来に向けて投資すべき事については、やりくりをしてでもお金というものはつけていかなきゃないというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

議員のほうから、町がなぜということでしたので、そういった意味で考えますと、まず、総合計画のアンケートの中でも、商業施設の誘致という部分についても、ある一定の要望というところもございました。そういった意味では、町民の方が求めているところがまず1点あるかと思えます。あともう1点あるとすれば、それは、民間の企業さんが、例えば富谷であったり利府であったら、隣の市町村であったら、町が誘致をしようとしなくても勝手に企業が来てくれるというような状況があるというところがございます。それが大郷町には、そういった魅力とかその基盤とか、そういったものがないというところもあるから、町のほうで何とか来ていただくように誘致ということ動いているというところがあるかと思えます。

以上です。

議長（石垣正博君） 次に、答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 担当課長としてお答えさせていただきます。

今総務課長、財政課長、まちづくり政策課長から町民の方々の買物の利便性の確保であるとか、あと町へもたらしていただける効果とか、買物弱者に対する効果とか、そういった観点でのスーパーマーケットの必要性というところは答弁したところでございまして、私もそのところは同じ考えです。

それで、私は担当課長としてプラスアルファで考えてやっておりますのは、まず、我々の企業さんとのお付き合いをさせていただいてる中で、町内の企業さんいろいろ訪問させていただきました。そのときも、町長の就任挨拶というところで訪問させていただく中で私も同行させていただいて、いろいろお話を聞いていく中で、まず、今大郷に住んでいらっしゃる方の買物の利便性というところはもちろんですけども、大郷町内で働いていただいている方々の昼食の場所、昼食に限らず食事とか買物していただく場所の確保というところは、やはり企業の従業員の方にとっても大きな問題になっています。元気屋さんがなくなって不便になったよという話を言っていた方もいらっしゃいました。そういったところでの町内の従業員の方々への利便性の確保というのも一つあるかなと思っております。プラスアルファとして考えてますのは、町として、やはりいかに稼げる町になるかという観点もあると思っておりまして、町内の方が町外で買物をするということは、町民の方々のお買物の経費が町外に流れるというところもございまして。それをいかに町内で消費していただくかというところ、町内の既存の商工業者の方々に対する支援として、商品券など発行したりして町内での買物というのを支援している立場でありますので、スーパーマーケットの本社機能、本店機能は町外ではあるかもしれませんが、やはり町内でお金を落とさせていただくということで波及効果があるのかなと思っております。あと、町内でお買物をしていただくということのもう一つとしては、町民の方だけでなく、大郷町は近隣の町村、市町村への通勤客、通勤の方々というものが大変多い町です。交通量が多いというところもございまして、そういった方々が仕事に行く際、または仕事から帰る際に、町内で買物をしていただくというところであれば、また町内で潤う場面も出てくるのかなというところ、あともう一つ考えているのは、スーパーマーケットというか商業施設に来ていただくことによって、そこが町民の方々の

交流の場になり得るんじゃないかなというふうには思っているところでございます。そういった様々な効果というところがあって、スーパーマーケットの誘致というところに今取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） むちなふりでしたけれども、ありがとうございました。本当にみな課長さんたちが考えてらっしゃること、そのとおりだと思っております。そしてやっぱり、本当に今買物に困ってる方がいることによつて、はっきり言えば買物の不便なところに誰が住むんだという考えがあると思うんです。そう考えたときに、やっぱり人口減少を何とか防ごうということを考えれば、喫緊にこれは対応をしていかなければならない課題の一つだと思っております。そこで改めて、今課長さんたちの考えを聞いた中で、町長としては課長さんたちと同じ考えなのかどうかを、そこをちょっと確認させていただければと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 当然同じです。これまでも、課長さん方、今御指名いただいた課長さん方中心に、その辺を意思疎通しながら、スーパーマーケットの誘致ということでこれまで取り組んできたところでありますので、それは一致した考えでありますので、目指すべき方向について、あるいは何が課題かということも、赤間議員ともこれまでもお話しして、先ほど御提案いただいた内容と合わせて、やはり同じ考えでありますので、町民の方のためということで、今も出ましたけれども、やはり若い人たちもそうなんです、町外には行っておりますが、その中でやっぱり定住の魅力というか、入ってくる、いただくにおいても、やはり買物する場所は当然必要であります。遊ぶ場所も当然若い世代にとっては必要であります、ということ。

さらに、商工観光課長若干触れましたけれども、日中の人口動態を本町において考えれば、この間も企業さんのほうにも、うちの町の出店メリットっていか利点ということで一つ申し述べさせていただきました。先ほどの答弁にはなかったんです、しませんでした、日中大郷町から他町村に出ていく方よりは、入ってきている方のほうが多いです。これは事実であります。数字的に出ておりますので、そういった日中に大郷町に入ってきている方、さらには大郷町を通過する方が、年々車両を見ていただければ分かりますが、年々朝晩の渋滞の列が長くなっているという状況にあります。そういったこともアピールしながら、大郷町の出

店メリット、人口は少ないですがということでのメリットをお話をしながら、今交渉を進めているという段階であります。ということで一致した考えでありますので、議会の皆さんとも合わせた歩調でいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君）　ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時00分　休 憩

午 前 11時10分　開 議

議長（石垣正博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君）　ちょっと休憩挟んだので、何かさっきは何だったのかな話なんて思ってますけれども。そうですね、御答弁の中にあつた中で、町のセールスポイントといいますか、出店メリットということで先ほど町長からもあつて、やっぱりその日中の方が多い、人が多いということと、この答弁書にありますけれども、交通アクセスがよいということと、幹線道路の交通量が多く、来店客が見込めるといふことでございます。その中で、町としてじゃあ1日に何人ぐらいの客数を見込めると考えているのかお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君）　お答えをさせていただきます。

町としてスーパーマーケットへ来店客の試算というものは、正直申し上げてできておりません。スーパーマーケットの事業者さんとの話合いの中で、スーパーマーケットさんがどのような出店形態を取られるかというのに当たっても、恐らく来店客数の試算の方式というのは変わってくると思いますので、交渉の中で求められたらその数値というものを出す、そういうものの中で、もしかすると積み上がってくるのかなというようにところを考えてございます。今のところ町としての試算はしておりません。

議長（石垣正博君）　赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君）　業態によってその客数、見込みの客数が変わってくるというちょっとお話しされたと思うんですけれども、基本的に出店するときには見込み客ありきで、それに対してどういった業態で出店していくかっていうことだと思うんですよ。じゃないと基本的には採算等は取れていかないなということだと思うんですけれども。客数も、昨日ちょっとネットで統計・データで見るスーパーマーケットというサイトがあるんですね、業界団体でやってるサイトなんなんですけれども。それによると

大体、これは平均なのであれなんですけれども、1日大体1,800人ぐらいの客数、1店舗。が大体平均だと言われている。もちろん、その店舗の大きさ、面積にもよるんですけれども、今ちょっと客数どれぐらいかというのまだまだ考えてないという中で、町として、スーパーはいろんな大きさあると思うんですよ、まず。小型店、中型店、大型店とか。町としてはこういった規模のものを誘致したいとかという考えはあるんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えさせていただきます。

スーパーマーケットさんの出店形態を拝見しますと、スーパーマーケット、従来型のスーパー、最近では従来型といいますか、最近郊外によくできてるのは、大きなある程度売場面積を確保したスーパーがよく見受けられますけれども、そういったところで出店していただけるならそれも大歓迎でございますし、また、最近、都市型で小規模で居抜き物件なんかを使ってやってらっしゃるスーパーさん、または、ほかの何か施設と組み合わせで出店をされているスーパーさんも全国的な例としてございます。そういう形で出店いただける場合でも、町としては歓迎をしたいなと考えてございます。今のところ出店こういったものがないというふうなこだわりなく、幅広く、来ていただけるんだったら大変ありがたいというこちらの思いとして、誘致活動をしているところでございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 確かに来ていただけるんだったら、どんな形態でも大歓迎、そのとおりだと思うんですけれども。ただ、これは喫緊の課題として解決していかなければならないものでございますので、やっぱりしっかりと交渉をする。それでその段階、交渉するに当たって、町がやっぱり希望するものというのを明確にしていないと、交渉にもならないだろうなと思ってます。ここに町の熱意を示しつつという言葉がありますが、相手からしたら、その数字が示されない中ではなかなか熱意も感じづらいんじゃないのかなというふうな、ちょっと厳しいこと言いますけれどもね、というふうに思います。そういった中で、しっかりと町が求めているものはこういったものなのか。それに対して町がきちっと条件を示せる。スーパーさんにとって有利な条件を示すことが大事だと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えになりますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

赤間議員おっしゃるとおりだと私も思っております。町として、スーパーさんが出店をしていただけるためには、条件面というか町の思いをきちんと伝えなければならないと思っておりますし、採算というところを考えなければならなりませんので、まず今のところ、来店客数とか、どのぐらいの金額が見込められ、売上げが見込めるのかというところの試算をしてございませんけれども、いずれその交渉が進んでいく中で、そういったところも試算をしなければならない場面が出てくるかもしれません。そのときは、スーパーさんの御協力もいただきながら、試算というものはすることになると思います。

町としてどういう形態で出店をしていただきたいかというところでもすけれども、幅広く、どんな形態でも歓迎だということを先ほど答弁させていただきましたが、当然そこに至る過程の中では、町として最初の交渉の入り口の段階では、町としてこういうところに、こういう形で来ていただけませんか、交渉事ですので今中身は詳しくは言えないんですけれども、提示はさせていただいております。その中で、スーパーさんの考え、スーパーさんというか事業者さんの考えに応じて、我々としてはこういうのだったら出せますよというようなことをおっしゃっていただける場合もありますし、そうでなく、そこだったらこっちのほうがいいよねとか、多分そういうのもこれから出てくると思います。そういったところも踏まえて、交渉の中で柔軟に変化などに応じながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 交渉事でございますので、なかなかね、内容は言えないのは当然でございますし、この場で私がああだこうだ言って本当に申し訳ないなというふうには思ってるんですけれども。やっぱりこれは本当に、さっき繰り返しになりますけれども、喫緊の課題でございますので。施政方針の中に、スーパーマーケット誘致に取り組むとあったんです。取り組むじゃなくて、スーパー誘致を行うと、はっきりともうそういうふうに言ってもらうことが大事だと私は思うんですが、施政方針のあれではないんですけれども、町長その辺についてはどのようにお考えになりますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 取り組む、こんなはっきり言ってどう解釈されてもいいんですけれども。結局行っております、今。取り組んでおりますということで、ただ、皆さん望むとおり、実現しなければならないと考えてお

りますので、その辺は、ある意味スピード感もそうなんです、逆に慎重にやっていたらなければならない部分もありますので、その辺で、言いにくい部分も本当は腹割ってお話しできればいいんでしょうけれども、町内部の話でない、相手業者さんの話もありますので、なかなか率直なお話を全て申し上げることができないということについては申し訳なく思っておりますが、いずれにしても取り組むイコール行うという目標を持っております。その方向性については、なるべく早期に答えを出すべく今頑張っている段階でございますので、決定次第、皆さんのほうにお話を申し上げさせていただきたいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 今、行うと私も言ったんですけども、行うじゃないんですよね。もう誘致するんだと、年度内に。ということでやっていただければなと思っております。やっぱり、その交渉事の中でこれ以上あんまり突っ込んでしまってもね、今交渉してる最中だと思っておりますので、その辺はまた、進展した段階で、また、これ6月にももう1回一般質問やらさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。続きまして、大綱2でございます。

空き家台帳に登録している件数が140件ありますよということだったんですけども、空き家台帳ってこれはどのようにして調べたというか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

空き家台帳でございますが、始まりは平成27年に民間のほうに委託をしまして、外観を見て、それから状況を見た上で、空き家台帳ということで整備したものが基本になっております。そこからさらに、行政区長さんのほうに、年数を空けて行政区長さんのほうに確認をしていただいといるところで更新をしたり、それから令和6年にはそれを基にアンケート調査をしたりというところで精査を進めているところでございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） ということは、民間業者にまずはお願いしたってことですよ。それはそのときの考え方だったので、そのように。突っ込みはしないんですけども。この140件、うちアンケートの回答があったのが61件なんですけども、回答のなかった79件についてはどのような対処、対

応されてるのかを答弁願います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

基本的にはアンケートの結果をいただけなかった、もしくはあと戻ってきた部分もあったかと思えます。そちらに関しては、それ以上そちら個人の方に対して求めるというところはしてございません。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 言い方悪いですけど、そのままほっぽっている状況ですよね。それについてそのままでいいのかなと思うんです。やっぱり、それは何らかの対処をしなければならないというふうに思っております。

現状、今、平成27年に空き家台帳を作って、それからざっくり10年近くたつ中で、台帳の更新とかというのはきちっとされてらっしゃるのかなと思えば、アンケートについて回答がないのにそのままほっぽっている状態なので、はっきり言って台帳の管理がうまくできてないんだろなというふうに推察されるんですね。そんな中でやっぱり空き家で問題なのは、さっき管理不全空き家ということを書いていらっしゃいましたが、それをずっと放置することなんです。放置すればするほど対応が難しくなっていくということだと思うので、しっかりそこを放置せず、何らかの対応をしていかなければならないんだろなと思ってるんですが、今やっぱりその数をしっかり把握しなければならないというふうに思ってます。今後、それについてどのようなことをして数を把握していくお考えがあるのか、お伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

台帳でございますが、議員御指摘のとおり、もう10年も経過している。その中で、ある程度精査はしているというところはございますが、1件1件の調査というところまではできていないというような状況がございます。そういった意味では精度はあまり高くないのかなというところがあって、改めてアンケートのほう出させていただいてというところで、令和6年にしたと、実施したというところがございます。

ただ、やはり空き家については、日々といたしますか、1年たてば空き家が増えていくというような状況もあるかと思えますし、もう売却されてるというような状況もあるかもしれません。そういったところもございますので、先日も答弁のほうさせていただきましたが、空き家アドバイザー協議会であったりの団体、もしくは、民間の企業との連携

をさせていただきながら、1戸1戸の空き家の調査というものは必要なのかなというふうに思っています。空き家の調査も含めて、ワンストップで、空き家の対策というのを町と連携してやっていけるような企業さん団体さんと一緒に今後はやっていければというふうには思っています。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） その調査の必要性というか、それを今後民間の事業者さんと一緒になってやっていくということだったんですけれども、やっぱり、私思うんですけれども、やっぱり町がきちっと調査しなきゃ駄目だと思うんですよ。民間の事業者さんに調査するような権限というか、そういったものってなかなかないと思うんですよね。所有者が誰ですかというのは民間の事業者さんでは調べられないですよ。やっぱりそれは、町が固定資産税の関係、税務課さんだったりとかのもので調べることができる、民間事業者が調べることができない。やることが限られてくると思うんです、調査に関しては。空き家になってるかどうかということ。

これ、舟形町の空き家対策計画令和5年3月のものなんですけれども、この中にあるのは、調査はやっぱり町がやってるんです。もちろんあれですよ、空き家アドバイザー協議会とかそういった協議会も立ち上げていらっしゃって、しっかりと空き家対策をしている。その中で調査は町が主体となってやっている。その調査方法なんですけれども、一次調査、二次調査、三次調査と分けてるんですよ。一次調査というのが、地図使って、住民台帳を使って、そういったものを使って空き家になってるかどうかをピックアップする。それに対して、町内会長さん、区長さんなり、あとは民生委員の方と情報共有してすり合わせをしていく。それが一次調査。二次調査になって、これ空き家だなというものを物件を役場の職員の人たちが見て回る。きちっと目視をして、目視で外観調査して、調査票の項目を全部一つ一つチェックして、管理不全空き家かな、そうじゃないのかなとかというのをきちっとチェックしていく。その上で、今度三次調査で所有者をきちっと確定させていくということをきちっとやっているんです。そこまでやって初めて、今度その協議会の方々と、その空き家に対してどういうふうな対応をしていくかということができるといふふうになってる。しっかりできてるなと思ってるんです。ぜひ、町でもそういうふうな事をやっていただきたいんです。やっていただきたいんですけれども、これが担当課が実は地域整備課なんですよ。

やっぱり空き家を放置するというのは地域にとって住環境を悪化させますので、その地域を整備するという観点が一番大事なんですね。もちろん、リノベーションして本当に地域活性化に使える空き家が多いのであれば、まちづくりというのがやっぱり担当すべきだと私は思うんです。ただ、大郷町に限って言えば、リノベーションして活性化できるような空き家というのはなかなかない。それよりも、ずっと放置されて解体しなきゃ駄目だよねという空き家のほうが多いと思うんです。であれば、ここで、担当課を、空き家対策に限ってですよ。空き家バンクはまちづくりでいいと思うんです。その辺をちょっと考えてみてはどうかかなと思うんですが、ちょっとその辺いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） その必要性は理解します。問題は、空き家、空いているか空いていないかというのいろいろあるんですが、本町においては、やはりその調査はしたんですけれども、なかなか本当に実態どうなってるか、あるいはその所有者の方が将来どのように考えているかということまで把握しておりませんので、あるいは現況というか地権者の方と、よく言われる地縁血縁というか、そういう縁故者の方々の情報というのは非常に私大事だと思っておりますし、そういった人たちにお声がけする、例えば今の状況であれば、今の個人的な問題のお話で、行政でないとなかなか深いところまで立ち入りできない、調査もできないということお話ありましたが、その中でできるというかお願い、可能性があるかなと考えているのが、例えば各地区の行政区長さんとか、民生委員さんもとか、そういった方々に相談をしながらというか、この空き家の台帳は役場であるので、その辺を基にそういった調査も必要なのかなと。それによって、今現在、どこに所有者の方が行ってどのような考えであるか、あるいは盆正月帰ってくる方、墓参りに帰ってくる方もおります。それはある意味は適正な管理にほぼ近い形で空き家を管理してるということだと思うんですが、そういった方々については恐らく再利用も可能だと思いますし、あとはもう一つ、行政側の発信の仕方として、所有者の方に対して、空き家をこういう活用できている、こういう活用なってる分ありますよという実例、ある空き家の空き家状態の写真というか状況と、その後に、例えば空き家に誰かが買って購入して入っていただいて、畑つきとか、土地つきの、そういった農業に興味ある方もおりますので、そういった方々に活用していただいてこういう喜んでいただいている姿があるとか、そういった情報もやっぱり行政として出していかな

ければならないんだと思います。

単純に、だから土地がこうなってます、どうしますか、処分しますか解体しますかだけではないと思うんです。そういったあらゆる情報も提供しながら、その情報源として、先ほどお話しした区長さんとか、そういった立場のある皆さんに、役場職員御案内のとおり、数限りある職員数でやっておりますので、なかなか手が回らないという状況もありますので、その辺も含んでやっていかなければならないし、あるいはついでお話ししますけれども、空き家の解体せざるを得ないような空き家も結構あります。その辺については、恐らく議会のほうでも視察とか行ったのかどうか分かりませんが、山形県なんかは結構空き家の解体状況率が非常に高くなっている。それは国の補助金とか何か使いながら、交付金使いながら解体事業を進めているようではありますが、そういった例も参考にしながら、管理不全の空き家についても対応していかなければならないんだと考えておりますので。

いずれにしても、やはり役場職員だけではできないということは間違いないので、その辺連携取れる部分について、空き家アドバイザー協議会のみならず、そういった効果的にできるような仕組みを新たにたいていって、空き家対策を進めていかなければならないと考えております。もし御意見とかそういう御提案あったら遠慮なく言っていただければと思いますので、よろしく今後とも御指導お願いします。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 御指導と言われるとなかなかあれなんですけれども。私もちょっと質問の仕方もあれだった、悪かったのかなと思いますけれども、空き家で、まず空き家かどうかを把握するというのは、やっぱり町がやるべきものだと思うんですよ。それはやっぱりその職員さんの数が少ないという中で、やっぱり大変だと思いますけれども、さっきの79件放置されてる状況ですよ。何年、令和6年度の1年2年ですか、79件を、じゃあ1年間あって見て回れないのかと言ったら、そんな1日ずっと見てるわけじゃないですよ。あくまでも外観チェックしてするだけなので、10分20分程度ですよ1件当たり。それをやるのかやらないのかということだと思っただけです。これは協議会を立ち上げるとかどうこの前に、まずやるべきものだと思うんですね。それをやってほしいなと思うんですが、これは担当課としては、どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほど来お話のほう出ていますけれども、空き家アドバイザー協議会であったり、民間の企業さんであったりというところで、最終的につなぐ、連携してそういったところをつなぐというようなお話になるかとは思いますが、仮に町のほうで、事前に外観で調査をしましたというような状況のもの、それをお渡ししたときに、民間の専門の知見のある方、プロの方々ということになるかと思えますけれども、改めてそれを見たときにそれじゃ足りない、ここまで調べないとというようなところの調査というのも、それが二次調査、三次調査ということになるのかもしれないんですけれども、そこについては、基本的には今のところ町の考えとしては、協議会、民間の企業、連携する企業さんと、最初から一から、空き家の対策というところで、空き家対策計画のほうも立てながらということになるかと思えますけれども、そこは一緒に考えていければというふうに思っています。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） じゃあ協議会を立ち上げてやっていくということだったんですけれども、それ、いつまでやるんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） そちらにつきましては、アドバイザー協議会になるのか、民間の別の協議会ということになるのかというところがござりますが、まずはアドバイザー協議会、こちらとの体制が整い次第、いろいろ町との連携といったところで協議のほう進められればというところでございますので、来年度中に何とかその辺目鼻つけばいいのかなというふうには思っています。

以上です。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 町としての考えはそういうことだと受け止めました。

次に、さっきから言ってますけれども、管理不全空き家を今後どうするのかと。なかなか二次活用といいますか、するのが難しいという空き家、やっぱりそのまま残しておくのではなく、解体をすべきだと思っています。その解体をすることによって、またそこが新しい宅地と生まれ変わるというふうに思っています。やっぱり、解体をするときに所有者の方が、何て言うんですかね、しない理由の一番がやっぱり費用かけたくないということが約40%の方がいらっしゃるそうでございます。費用をかけたくない、さっき町長のお話の中でも、山形のほうでは結構解体の補助を出してるということだったんですけれども、舟形町さんでも出

してるんです。解体1件につき60万円、附帯、納屋とかそういったものについては5万円とか出している。町内企業さんを利用すれば1件につき100万円を補助金で出してますよと。納屋とかは30万円出しますよということをやってらっしゃるんですね。もうずっと結構長くやってまして、平成30年から令和4年までの5年間で約75件解体してるという状況です。じゃあそれどうやってやってるのかなという話になってくると、舟形町さんはふるさと納税がすごいところでございます。その話はちょっと今日はしないですけれども。ぜひ、答弁書の中に、国の補助事業の活用とあるんですが、こういったものが当てはまるのかどうか、解体費用に。その辺をちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

国の補助事業、空き家に関する国の補助事業ということで、空き家の除去であったり空き家の活用であったりといったところでの補助事業というのはございます。こちらを活用しながら今後進めていければというところではございますが、先ほどちらっとお話のほうさせていただきましたが、その条件として、空き家対策計画がまずなければならないというところもございますので、そちら、ほぼほぼ案的なところはもう出来上がってるというところはあるんですけども、そちら、実際どういった企業さんとどういった団体さんとやっていくというところも含みで、やはり入れていかなくちゃ、つくっていかなくちゃいけないというところもありますので、そちら、まず精査のほうしながら進めていきながら、あとは国の補助事業を使ってできるというところもございますので、そちらは町として最終的に取り組むかというところも含めて検討のほうをしていければと思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 空き家対策計画をつくれれば国の補助が活用できるということですのでよろしいですね。それをやるかどうかを検討するということですか、今の答弁だと。やっていくんですか、それともやらないんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほど来お話ししておりますが、民間企業さん、それからアドバイザー協議会になるかというところがございますが、そういった連携してやっていく団体さんと、しっかりとやれるという段階になった時点で、その計画も最終的に出来上がってくるのかなというところがございますの

で、まずはちょっとそちらの調整のほう進めていければと思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） じゃあ、民間の団体さんがやれるという見込みはあるんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 今のところ、アドバイザー協議会さんのお話をさせていただくと、事務局が不在というところがございます。ただ、さらに民間の企業さんのほうで協力をいただけるというようなお話をいただいているところもあります。それから、事務局をやっていただけるような民間企業さん、全国規模で動いている企業さんというようなところにもなりますけれども、そういったところの調整というのをこれからやればというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） もう、ぜひ早く調整をして、立ち上げていただいて、計画をつくっていただいて、しっかり撤去するに当たって、解体するに当たって、国の補助金が活用できるような体制を早急にしていただきたいと思っております。

あと、昨日固定資産税のお話が出てましたけれども、国交省で出している資料の中で、固定資産税に係る負担軽減措置、解体してですよ、解体してから減免を続けるということで、予算措置をするのか減免措置をするのかということで、大体、今やってる自治体が66自治体あるということなんです。これはもうすぐ大郷町でもやるべきことだと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えになりますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

特定空き家であったり、空き地になった、宅地から空き地になった状態になったときに、固定資産税の関係でその免除が解かれる、解除されるというようなところもあります。それに対するといったところで、昨日の答弁のほうありましたが、固定資産税の減免であったり、それから補助というところ、その補助という在り方も、減免される金額に対して補助をするのか、それともその前段での空き家の解体というところに補助して、そこで相殺するような形にするのかというようなやり方、いろいろあるかと思っております。そういったところをほかの自治体のやり方、六十数自治体あるということでもございましたし、近隣でどういったことに

なっているのかというところの調査もしながら、検討していければと思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 66自治体のうち、税制とか減免してるのが約54自治体、84%です。それ以外が12自治体、18%というのが予算措置、後から補助金を出すということをやっていると思うんですけども。私ちょっとここで、何でその2つとなるのかなと、私としては最初から減免を継続して、税制措置をしていったほうがそんな手間はかからないんだろかな、やっぱりそっちを優先すべきなんだろかなというふうに思っているんです。

これちょっと話が飛ぶんですけども、今定住促進で、何ですかね、新築で家を建ててくれた方に、子育て世代に、これは補助金で措置していると思うんですけども、最初から固定資産税取らなければいいんじゃないのかなというふうに思うんですが、それって何でしてるんだろかなと思うんですよ。基本的に固定資産税取らない、私ちょっとこれは財政の課長に聞きたいんですけども、固定資産税増えれば、やっぱり交付金が減らされる、税収増えれば交付金減らされるじゃないですか。税収が入って、そのあと補助金を出すんですけども、それって交付金には影響しないんですか。何て言うんですか、そうなんです。入ってくれば減らされる。最初から入らなければ減らされないんじゃないのかなと思うんです。これはちょっと素人考えなんですけれども。であれば、最初から税制優遇をして取らないようにしたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども、その辺ちょっとそれちゃいますけれどもね、ちょっとひとつ疑問なので。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

交付税の計算というのは非常に複雑でございまして、簡単に1足す2が幾らという形じゃなくて、もう人口から道路の長さから、全てのものがいろいろ網羅された中で計算されておりますので、ちょっと一概にはお話はできないんですけども、多分町としてそういう優遇措置を講じることができれば、特別交付税のほうで対象になるという可能性はあるかと思っておりますけれども、直接それが普通交付税のほうでどうっていうのはなかなか難しいんじゃないかなというふうには思っています。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） ちょっと難しい話なので、また改めてお伺いしに行きたいと思っております。

結局何が言いたいかといったら、最初から固定資産税ももともと取ってない土地じゃないですか、建物建ってるから。建物を壊して固定資産税を別に上げる必要はないですよ、そんなすぐに。5年なり10年なり減免措置をそのまま続けられますよということにすれば、その土地が更地になったことによって、宅地としてまた売ることができる、そういった可能性が出てくるわけです。であれば、町として別にプラスマイナスもないので、早急にやるべきだと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えになりますか。これはどこなんだろう、いやいやあれですね、固定資産税を減免する施策をすることが必要と思うんですが、それは担当課としてはやったほうがいいのかと。それとももうちょっと考えるのかな。私はすぐやるべきだと思うんですけども。税務課ですか、これは。

議長（石垣正博君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（片倉 剛君） お答えいたします。

まず、特例が外れて税額が上がるということは、実質的には税額が上がるという可能性はあるんですけども、それは特例が外れただけであって、元に戻るという考えなんですね。それを基にそれを上がった分を減免するかというと、それを永遠に減免することは難しいと思うんです。ほかの先進の自治体では、例えば1年だったり、2年、3年多く、多分10年ぐらいというところもあるかと思うんですけども、そういうところも私たち今から先進の事例を参考といたしまして、どれが町にとっていいのか、補助するべきなのか、減免するべきなのか、空き家のほうに課税をして促すのか、その辺も総合的に考えて判断していきたいと思えます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） ぜひ総合的に、早急に。大体載ってます。なので、町にとって何がいいのかというのは、もう多分すぐ分かるんだろうなと思いますので、今、確定申告時期で大変お忙しいと思いますのであれなんですが、できるだけ早くその対処、固定資産税の減免処置をやっていただいて、少しでも解体、所有者の方が負担の軽減ができるような解体に向けて負担軽減できるような、町としての施策をやっていただきたいなと思って質問を終わらせていただきます。

議長（石垣正博君） これで赤間繁幸議員の一般質問を終わります。

次に、9番田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） それでは通告順位9番田中三恵子でございます。通告

に従いまして一般質問を行います。

大綱 1、物価高騰支援対策について。

(1) 重点支援地方交付金を活用した物価高騰支援策の一部として、本町では、水道料金の基本料金 2 か月分の減免措置による負担軽減が実施され、今回の減免の対象は 2,691 件分、個人が 2,428 件、企業が 263 件と伺っております。本町の水道普及率は令和 6 年度末で約 95% となっておりますが、残りの 5% の方は何件分になるのか伺います。

(2) 公平性の観点から、基本料金減免対象外の方への支援策はあるのか伺います。

(3) 今回は、住民 1 人当たり 1 万円の商品券配布という手厚い対策を取られました。一方で、住民の方の声として、プレミアム商品券販売の場合、1 冊が高額なため購入のハードルが高いという意見が聞かれ、偏った購入や売れ残りによる国庫への返還もあったと聞いております。今後の課題として、少額での販売や、補助金分をクーポンなどで全住民に配布するなどの検討は可能か伺います。

大綱 2、町おこし協力隊について。

現在、本町において、地域おこし協力隊の方々が活発に活躍されています。若い人材による地域の活性化をさらに推し進めるために、各課のニーズに合わせ、観光資源開発やイベント企画運営、地場農産物の商品開発、福祉支援、教育支援など、テーマ別に幅広い人材の募集を開始してはどうか伺います。

以上になります。

議長 (石垣正博君) 答弁願います。町長。

町長 (石川良彦君) 田中三恵子議員の大綱 1 つ目、物価高騰支援対策についての御質問に答弁をいたします。

(1) の水道未加入 5% の件数につきましては、今回の支援対策で基本料金減免措置の対象とならなかった味明、中村、土橋地区などの共同井戸、個人井戸の利用者 45 件程度と推定をしております。

(2) の基本料金減免対象外の方への支援につきましては、対象となる水道料金が発生しておりませんので、代替となる支援について考えてはおりません。

(3) のプレミアム商品券の少額での販売やクーポンの全住民への配布等につきましては、まずは商品券事業の実施主体であります黒川商工会と相談をいたします。実施に係る検討は可能ですが、実現性は、事業に係る経費や事業効果を勘案した上で判断することとなります。

次に、大綱2つ目の地域おこし協力隊についての御質問に答弁をいたします。

現在活動中の地域おこし協力隊員3名は、各分野において精力的に活動しており、少しずつ地域の方と連携をし、活性化につながってきていると感じているところでございます。令和8年度の地域おこし協力隊については、農業振興と地場製品の開発、PRに関する活動、観光資源の発掘とイベントの企画運営に関する活動、移住、定住の促進に向けた企画運営に関する活動、自らの企画提案による活動を目的とした協力隊員を募集について、より専門性を持った幅広い人材の募集をしていたところでございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 御答弁をいただき、再質問に移らせていただきます。

まず、大綱1の（1）水道料金の基本料金は径のサイズによって異なると思いますが、一般的家庭における平均的な1か月分の基本料金はどの程度か、それによって、2か月分の基本料金減免措置によるおおよその負担軽減額をお聞きします。

議長（石垣正博君） 答弁を願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

今回の減免につきましては、基本料金のみとなっておりますので、口径ごとの基本料金、主に13ミリが多いので、そっちの基本料金の分、少々お待ちください、2,300円に消費税の基本料金の減免が中心となっているかと思っております。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） そうしますと、大体2か月分という5,000円程度ということになるかと思っております。

（2）ですが、水道を使用されていない方々の場合も、少ないですが、井戸水を使用するというので、こちらの場合もアンペア数によると思われそうですが、くみ上げるポンプを使用するため電気料金が発生していると思っております。今回の趣旨は、物価高騰支援対策であります。その意味で、何らかの形で水道を使用していない方に対しても同程度の支援をするべきではないでしょうか。御意見を伺います。

議長（石垣正博君） 答弁を願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

今回の物価高騰支援に係る水道料金の減免につきましては、水道料金の減免ということで、井戸水等のポンプのくみ上げの電気料金等につき

ましては、実際電力会社のほうで、1月2月3月の減免措置を今やっているとごさいますし、なかなか上下水道課の管轄で電気料金まで見るとするのは難しいと思っております。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 今ただいま伺いましたが、電気料金のほうの減免もさされているということなんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁を願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

電力会社のほうで、物価高騰の減免措置をしているということでごさいます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 分かりました。時間になりましたけれども、続けてもよろしいですか。

議長（石垣正博君） それでは、ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） それでは、お昼を挟みましてちょっと流れが途切れてしまったかなという感はあるんですが、水道料金の水道利用されていない方の件数が町内で45件ほどということと、あとは一般家庭における平均的な基本料金を先ほどお聞きいたしまして、2か月分の減免措置の額としては大体5,000円ということで、45件ですので、計算すると22万5,000円ぐらいという金額になるかと思えます。

また、(2)のほうで、電気料金に関して先ほどお話がありまして、こちらのほうは、電気会社さんのほうでやってる、対応されている物価対策支援ということで、恐らくこれは全戸くまなく皆さんが恩恵を受けている部分かと思えます。今回の趣旨として、物価高騰対策支援であるという意味から、水道利用されていない方に対しても同じような支援をするべきではないでしょうかということに先ほど答えていただいたところでした。

次なんですけれども、重点支援地方交付金は、物価高騰から住民の生活を守るため、自治体が独自の物価高騰対策に柔軟に活用できるものです。水道を利用されていない世帯に対し、公平性を保つため相当分の商

品券を配付する形で支援を行っている自治体がありますので、対応は可能だと思われま。具体例もちょっと調べると出てくるんですけども、水道料金を払っているかいないかではなく、物価高騰支援対策であるならば、今回の支援策の一つである、住民1人当たり1万円の商品券配布と同様に、支援の方法については工夫をしていただき、全住民に対して一律に支援をするべきではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 田中議員の考えも理解できないわけじゃないんですが、水道料金につきましてですけども、水道未加入というか、あとは共同でやってる方もおります。そのほかに水道を使ってる方となると、例えば農家の方、自家水道あります。そういった方々も結局同じような経費がかかっているわけです。そこも調査をしながら、くまなくというか満遍なくそういった方まで配慮する作業ということで、なかなか大変かなと思っております。

先ほど御指摘された、自治体によって、水道未加入の家庭にも支援をやっているという自治体あることも存じております。ただ、そのことにつきましては、その自治体が、うちの場合は1人、住民1人当たり1万円の商品券の支給、配布ということで決定をしております。ほかの自治体においては必ずしもそうでなくて、1世帯1万円とか、あるいは1人5,000円とかという自治体のほうが結構多いであります。そういう意味で本町においては、広く町民の方がひとしく、まずもって商品券の配布ということで1万円の支給をやって、そのほかに水道料金についてはそういった事務作業等もありますし、調査の時間もかかりますということで、その辺の状況を勘案して、都市部と違いますので、自家水道を持っておられる方が結構あります。そういった方の調査となると、先ほど言ったとおりちょっと相当の時間も要しますので、その辺で、今回はこの支援ということの内容でやって、そしてその分について、畜産農家に対する頭数割ということの支援ということも併せて図って、広く町民の方に、広くそういう物価高騰対策の支援を行っているという基本がありますので、その辺はできるだけ御理解いただければと思いますので。今後、同じような状況があれば、そのときには、改めてそういうことも考慮しながら、どのような配分がいいかということも、さらに次回の場合には検討させていただきたいと思いますので、今回についてはそういうことで御了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 過日、町長に、要望書という形で物価高騰支援対策について、いろいろ項目で提出をさせていただきまして、この水道料金についても要望書の中に入っておりましたが、その中で、ちょっとそれに対応しない方、漏れる方がいるということ、実際に住民の方からお声をいただきまして、それで、今回このような形で改めて要望というか提案をさせていただいたという次第でございます。不公平感を感じている方も中にはいらっしゃるという状況ではありますので、他自治体なんかでも申請制で後から申請してくれれば対応しますよというような対応ですとか、そういった一般家庭と、そうじゃない家庭とかいろいろあるかと思しますので、今後ということであれば、ぜひその辺も考慮していただければなというふうに思います。

続きまして、(3)になります。

商品券のことなんですけれども、今回の商品券、というか、そもそも、商品券の事業というのが、物価高対策と併せて地域経済の活性化を目的とした事業であります。今回は、物価高騰支援対策として、先ほど町長が言われたように、購入ではなくて全住民への配布という形で、本当に大郷町は手厚い方策を取られているというふうに感じております。

一方で、プレミアム商品券販売の場合ということで、ちょっと住民の方からもいろいろお話があったことではあったんですが、先ほど通告のほうにも書かせていただいたように、課題もあるんじゃないかなというふうに感じました。過去に実施された商品券事業の状況について、例えば、購入した方が何冊購入したか、購入できなかった方はいるのか、把握は難しいように思いますが、ある程度は把握できているのでしょうか。伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えをさせていただきます。

購入できなかった方がいらっしゃるかどうかというところは、正直申し上げてそこは把握できません。と申しますのは、販売、過去の実績からいうと、割増し商品券販売したものは全て完売はしている状況になってます。その中で、買おうと思って買えなかったという方がいらっしゃるかどうかというのは分かりません。ただ、前回、前々回と1回目の販売で販売はできなくて、追加販売という形になったときに完売をしているという経緯もございますので、希望された方はおおむね購入することができているのかなというところは推察しております。

あと、どのぐらい、過去に何冊買ったかというような御質問ですけれども、全数ではないんですけれども、商工会さんのほうで集計取っているところがございまして、令和6年度の集計になりますけれども、1セットを購入された方が、申し訳ありません、ちょっとパーセントで、割合で言わせていただきます。1セットを購入された方が0.4%、2セットを購入された方が3.5%、3セットを購入された方が1.6%、4セットを購入された方が10.4%、5セットが5セット購入の方が0.9%、6セットが83.2%というようなところで、1世帯当たり6セットまでというような限定をつけさせていただいた中で、そのように各セット数買われた方の割合というものは出ております。したがって、一番多かったのが6セットを買われた方っていうのが多かったというような結果になっております。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 今のお話から非常にすごい分かりやすかったなと思うんですけれども、やはり限定何セットまでという中で、それが買える方と、やっぱりそこまでちょっと出費自体が痛いという方。そういった方がいらっしゃるといことは実際に住民の方からのお話の中から出てきておりました。そういった形で、私の情報の収集が不十分だったのですが、例えば、ちょっと余ってるのでもっと買っていいよとか、そういうのが後半のほうには見られたというような、そういう話も伺っております。そういった意味では、少し不公平感を感じている方はいらっしゃるのかなというふうに感じたところです。その辺のところの把握というのを踏まえて、今後検討されていくんだろうというふうに考えておりますが、実際にこの事業にかかる経費というのはどのようなものがあるのか、具体的な内容をお聞きいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 申し訳ありません、事業にかかる経費というのは町でかかる経費になりますでしょうか。それとも、商品券発行に係る経費になりますでしょうか。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 答弁の中に、実現性は事業に係る経費やというような記載がございましたので、その内容についてということです。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えをさせていただきます。

事業に係る経費というふうなところになりますけれども、こちらは、実際にここで町長の答弁にあった事業に係る経費というところの意図でございませうけれども、こちらにつきましては、商品券発行事業自体が、黒川商工会さんの事業ということで町としては補助をさせていただいております。割増し商品券についてはその割増し販売額に対して、実際に使える金額というところの割増し額について町で補助しているわけでございますけれども、トータルでかかる経費というところで申し上げますと、やはり商工会さんの持分になってくるんですけれども、実際の商品券の印刷経費であるとか、あとは人件費であるとか、消耗品費とか様々あるわけです。その中で、例えば1セット当たりの販売額というものを、今実際に例えば前回の場合ですと5,000円で販売してるわけですが、それを少額での販売というふうになったときに、例えば1,000円で発行する、販売するとなったときに、2割増しになったときに200円の割増額になります。そうすると1冊当たりの割増額が200円というふうな少額のプレミアム割増額というふうなものの中で、それを何千セットも作成するとすると、当然今までかかっていた印刷代よりも余計経費がかかってくると。そのほかにも消耗品費とか人件費もかかってくる可能性がある。そういったところの購入される方によっては1つ当たりの購入経費が抑えられるわけですが、それを運用していくに当たっては経費がかかり増しになるというところも可能性としてあります。実際恐らくあるんじゃないかなと思います。そういったところも勘案しながら考えていかなければならないというふうなところでございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 商品券事業に関しては、その割増分を商工会のほうに、で、何ていうんですか、分配していただくというか、そういうことで経費は町としてはかかっていないということでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

割増し商品券につきましては、発行に係る経費というところでは商工会さんになってきますけれども、割増額について町として補助を出しています。町としての支出についてはその補助額になってまいります。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） そういたしますと、そうですね、少額の場合とか、あと例えば集計したりとか、そういったところでももしかしたら人件費と

いかかかってるのかなというのはちょっとあったんですけども、その経費に対して、割増し商品券の場合の事業効果、効果というのがどのような内容だったか。もし分かる範囲で教えていただければと思います。これも答弁の内容の詳しい説明という形で。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えさせていただきます。

こちらの事業効果というところになりますと、町民の方々がどれだけ満足されたかというところと、この地域内の実際に割増し商品券を使っていた、使って買物をされた店舗の方々にとってどれだけ実際の売上げ、売上げというか経済に対してよい循環が生まれたかというところが効果になってくるかと思えます。そういったところで、まず、少額での発行をすることによって、より使いやすくなったとか、あと実際に商品券で買物をしていただいている店舗の方々にとっても、少額のほうがメリットがあったとか、そういったところでその効果が得られれば、可能性としては検討できるものなのかなというふうに考えて、こちらのほうに町長の答弁をさせていただいたわけですけども、そういったところも踏まえ、商工会さんと意見交換をしながら、御提案いただいた少額での発行であるとか、クーポンであるとかというのは考えていかなければならないというふうに考えてございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） その割増し商品券というものだとは思いますが、その割増分そのものだけを、何て言うんですか、支給するというか、そういう形は取れないのかということ、要するに購入しなくても、今回のように支給するという方法が取れないのかなということ。配付の仕方などを、例えばマイナンバーカードなどを用いて直接振り込むとか、そういった方策は取れるものでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えをさせていただきます。

一番町民の方にとってうれしいのは、購入ではなくて、商品券を皆様いただける、生活応援商品券のような形でもらえるというのはありがたい部分があるのかなと思います。ただ、割増し商品券というところでも、こちらはやっぱり購入意欲のある人に買っていただいて、そして、そちらのほう幾らかでもお得感あるものを、購入意欲のある人に買っていただいて、それを地域の中で使っていただいて、地域経済を潤すというよ

うな目的がございます。

常にたっぷり予算があれば、今回のような全町民配布の生活応援商品券ということもできるわけですが、国から来るお金というのも毎度毎度それだけたくさんのお金があるわけでもなく、ましてやお金が、予算が限られている中で、何か物価高対策をやらなければならないというときに考えられるのは、それを幾らかでも、町民、町の中の経済に還元できるような割増し商品券というところがあります。実際、黒川商工会の方からも割増し商品券というところの事業を御要望はいただいている中でやってきたという経緯もがございます。そういったところで割増し商品券は実施しているというところがございます。御質問というか御提案いただきました、その割増分について全町民に配布できないかというところですが、そちらのほうはやはり、毎回ではないんですけれども、生活応援商品券という形で全町民に配布している商品券でございますので、まず全町民配布のほうは、今やってる中で実施をさせて、引き続きもし予算があれば実施させていただきつつ、そうじゃなくても、実際に使える金額、やはり地域経済にある程度お金を下ろしていただくという考えの中では、ある程度まとまった金額というのが必要になってきますので、数百円とかではなくて、何千円とか1万円とかそういった規模で商品券の事業をやる、そっちのほうの方が効果があるのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） それでは、住民の声として、残念ながら不公平感を訴える方々もいらっしゃいましたということはお伝えしておきたいと思っております。今後、なるべく多くの方が公平に利用できる商品券事業を実施していただきたいと思っております。

次、大綱2に移りたいと思っております。

地域おこし協力隊についてです。まず、昨年9月定例会の際に、地域おこし協力隊の受入枠を拡大してはどうかと提案させていただきました。今回のこのような御答弁にまさに我が意を得たりというところでしょうか、とてもうれしい進展だと感じております。具体的な答弁をいただきましたところで、再質問に移らせていただきます。

令和8年度募集の結果についてはいかがだったでしょうか。また、今後の取組について伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集の関係でございますが、令和8年度4月からということで、募集のほう、隊員としての期間が4月からということで募集のほうさせていただきました。募集のほうは12月末、昨年12月22日から1月30日までということで約1か月間ということになりますが、募集のほうさせていただきましたが、2件ほど相談というか問合せのほうはいただいたというところがございましたが、最終的に応募にまでは至らなかったというような状況でございます。

今後というところでございましたが、こちらまだ内部できっちり決まってはございませんが、今後改めてまた期間を設けて募集のほう、来年度の隊員ということでの募集のほうできればというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 前回は提案させていただきましたが、地域おこし協力隊の募集については、いつ誰が来てくれるか分からないというのが現実です。来てくれるかどうかよりも、このような人材を求めていますという町の意向を明確にして、間口を広げておく。また、常にオープンにしておく、こういったことが重要と考えています。地域貢献を希望する貴重な人材が来てくれたときに、機会損失なく受け入れることができる体制づくりがまずは必要だということです。今回のように、募集内容を具体的に幅広く提示されたこと、募集期間を今後何か柔軟に設けていただくということ、これは大変すばらしい取組だと思っております。その上で、募集の流れについて、通年募集とともに、体験期間、試用期間のプロセスを設けるなど、段階的な受入れは検討されておりますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

隊員の募集の期間ということでございますが、ある程度やはり期間というのは定めて募集をしなくちゃいけないのかなというところはございます。通年というところでございますが、ちょっと通年ということになると、いつでも募集を受け入れて、じゃあいつから採用するという形にもなってくるかと思っておりますので、ある程度そういった問合せがあったときに、仮に募集をしてなかったというようなときには、やはり、そういった人材の確保という意味で機会損失というのは非常に大きな損失になるか、町にとっても損失になるかと思っておりますので、そこは柔軟に、また

さらに公平に期間を設けて公募をしたいというふうには考えております。ただ、やはり、年度の途中でということになったときに、やはりある程度、その1年度の中で半年ぐらいは最低でも隊員である期間というのは持たなくちゃいけないのかなというところがございますので、ある程度年度の前半でその年度の隊員については、隊員の募集については確定できればいいのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） ある程度柔軟な対応をされるという方針ということで、それとプラス先ほど言いましたのは、体験期間だったり、そういった試用期間みたいなものを御検討されているかどうか、もう一度伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

体験期間ということで、改めて町のほうで、お試し隊員みたいな形での募集というのはしてございません。ただ、御相談があったときに、ある程度町のほうに移住して隊員としてやっていくと強い意思があった方に関しては、今OBの隊員が定住して起業をしているというようなところもあって、その隊員が今現行の3名の隊員のサポートをしてるというようなところもあります。そういった意味では、サポートをいただいているOBの隊員との相談ということになります。ある程度お試しというような形で、それで来ていただけるということがあるのであれば、その辺は相談しながら、対応できる部分については対応していきたいと思っております。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） あと、答弁でお示しの募集内容については、いろんな課にわたるニーズに合わせた内容が多いと感じましたが、担当課ごとにニーズを確認されたのでしょうか。あるいは受入れの担当課は定まっているのか決まっているのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 今回の募集に関しては、担当課から改めてどういった人材が欲しいというようなところのニーズ調査というのはしてございませんので、当然、仮に来た場合に担当となるかというところは決まってないというところはございます。基本的に、これまでもまちづくり政策課のほうで一括して隊員のほうは受けておまして、ある程度サポート業務ということで、今民間の企業、それからOBの隊員で

のサポートというところでしていただいているというところがございますので、まずはその流れで今回もさせていただいたところではございますが、今後は各課のニーズといったところも調査もしながら、というところも検討をしていければと思います。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 町が募集を行っても、実際に採用に至るまでのケースというのは少ないと思います。大郷町においても同様であったと思います。この状況から、単に募集枠を拡大するだけではなくて、募集要項の見直しだったり、移住希望者向けの交流会の開催だったり、お試し地域協力隊など、段階的な移住体験制度の整備、あと応募前の関係づくりといったところが、そういったことを重視した取組というのが必要なのではないかなと。その中から、実際の応募や採用につながるのではないかなと思っておりまして、地域おこし協力隊の受入れを地域おこし協力隊のOB、OGの方が担っている、先進的なのかそういった自治体の事例が幾つもありまして、先ほどのお話ありましたけれども、2月25日に大郷町の地域おこし協力隊の活動報告会があり、現役3名、OB1名の方々の様々な取組活動について伺い、大変感銘を受けました。中でも、当町初の定住者である地域おこし協力隊OBの方が、新たな地域おこし協力隊を希望するメンバーの受入れの窓口となり、大切に育て、地域とつなぐ橋渡し役を担ってこられており、また今後もさらに事業を充実させていきたいという意欲を示されておりました。ちょっと長くなって申し訳ないですけども、地域に根差して移住してまで頑張ろうという志や信念を持つということは、かなりまれなことではあって、貴重な人材だと思っております。御自分の経験だったり、そういう蓄積だったり、課題を踏まえて、新たな人材と対面して伴走して支援する。地域と協力隊員をつなぐために必要なのは、このような中間支援者だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今まさに議員がおっしゃった内容で、今、OB隊員ですね、活動いただいております。先ほども答弁した中にもございましたが、実際、現行の現在の隊員3名のサポートも、今民間企業、宮城県のほうで、地域おこし協力隊のサポート業務ということで請け負っている民間企業のほうに、町のほうからも3人のサポートの業務委託ということでしております。サポート企業の中で連携してということになりますけれども、OB

の隊員のほうも入っていただいて、業務のほう、サポート業務のほうをしていただいていると。業務をしていく中で、今後そういったサポートであったり、地域おこし協力隊に限らず、移住、定住を求める人のというところでのサポートというところも含めて、今学んでもらっているというところもあります。ですので、将来的には、今の民間企業というところではなく、OB隊員を中心とした何らかの組織であったりとか、個人ということになるかもしれませんが、そういったことも目標に掲げて、今活動のほうをしていただいているというような状況になってございます。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） その民間企業というのは、スリーデイズのことでしょうか。分かりました。

本当に大郷町では、地域おこし協力隊の活動は、スタートアップの時期から、次の本格的な展開の段階にあるんじゃないかなというふうに感じております。現在の状況は今までにない好循環を生むチャンスと捉えて、そういう中間支援の役割が仕事として成り立つ仕組みづくりを後押しされているというふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

中間支援ということ、それが今行っているサポート業務ということになってくるかと思えます。今サポート業務というところだけではありますが、それ以上に、彼らの場合ですと拡大させていくというようなどころも期待できるような人材でございますので、今後、引き続き町も連携、支援しながら、一緒に活動を進めていければと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 信念とか意欲を持って取り組まれていらっしゃるんですが、お話を伺うと、割とボランティア的なところもあるんだなというのを聞いていて思いましたので、ぜひ後押しのほうをよろしく願いしたいと思えます。

あと一つ、一例なんですけれども、各議員の皆様方も何度もお話上げていらっしゃると思うんですが、あとふるさと納税について、ほかの自治体、丸森町などでも、協力隊のOB、OGが立ち上げて、返礼品を事業者さんから預かって、発注して、発送業務まで全部担っているということです。当町でも協力隊に対し、税収獲得のために一緒に取り組むこ

とを検討されてはいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） ふるさと納税というところで、ほかの自治体のほうでの成功事例というのにも確かに聞いてございます。そういった中で、今回も自らの企画案による活動ということで募集のほうも拡大しているというような内容もございますので、そういったことも求めることはできると思いますし、もし、そういったことをしたいというような地域おこし協力隊の募集がございましたら、それはまたそれで受付した中で、町でどうするかというところは考えていければと思っております。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） 最終的には、仕事があれば、やはり移住、定住には結びつかないと思います。仕事として成り立つゴールがあるということが安心して移住につながっていくと思います。数ある地域の中から大郷町を選んでもらうための、そういう何ていうんでしょうか、ポイントといますか、そういったものを戦略的に設けることが今後の重要な視点であるかと思うんですが、町として、こういった大郷町を選んでもらうポイントですか、そういったものに関しては、お考えがあれば伺いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域おこし協力隊を目指す方が大郷町を選んでもらうというようなところでございますが、まず、一番にといいか、これが一番なのかなというところがございます。今活動してる隊員が、生き生きと自分のやりたい目的に向かってしっかりと歩んでいると。それに対して、町のほうでもしっかりと支援し、さらにその受入れというところで、先ほど来お話しさせていただいてますけれども、OB隊員であったり、そういったところのサポートというところもしっかりできているというようなところも、全部ひっくるめて、安心して町に来ていただけるというようなところがまずあるのかなというところでございます。その中で、大郷町で隊員として活動していく中で、ある程度仕事として機能できるというような目的も、そういった仲間であり、サポートでありと。あと、地域の方とのつながりの中で見つけていけるというようなところの実績もこれから残していけば、町の魅力、選んでもらえる魅力、PRポイントになるのかなというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 田中三恵子議員。

9番（田中三恵子君） いろいろお話を伺いまして、やはり地元の潜在力であったり、地域の人材というものも大切に生かしながら、地元の外からの人材だったり、若い力に対して、ウエルカムな姿勢で一緒に汗をかいて一緒に頑張ろうというところに、大郷町の発展、課題解決ができるという期待を持って、一般質問を終了させていただきます。

以上です。

議長（石垣正博君） これで田中三恵子議員の一般質問を終わります。

次に、11番、高橋重信議員。ちょっとお待ちください。いいですか。

高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 通告に従いまして、10番高橋重信一般質問を行います。

ちょっと通告に入る前に一言お話しさせていただきます。

まちづくりは一長一短にはいかないというのは重々私も理解しておりますが、まちづくり、いろんな子育て支援から何から町で取り組んでいただいておりますが、なかなか活性化されないと。これは何か空回りしているのかなと考えるわけなんです。ちょうど40年くらい前ですか、富谷市の知り合いの方のところにお邪魔したとき、富谷はこれから山を開発して、団地をつくっていくと重要な話をされまして、今は商業施設ですか、それから学校あるいは企業誘致など、いろいろ様々のものができまして今富谷市は人口5万2,000人の大変活気のある市になりました。

また、北のほうに下がりますと、大和町、大衡村ですか、ここも大規模企業を誘致されまして、人口増あるいは税収の潤うそういう町になっております。ちょうどこの大郷町も何とかそういう形にやって持っていていただきたいと強く考えまして一般質問を行います。

まず、大綱1番です。大郷町の活性化は人口増であると。

大綱1番。大郷町3月号によると、人口は7,307人に減少しており、人口減少が進むとスーパー等の店舗が閉店、水道料金、介護保険等の負担と、物価高騰等重なり、特に高齢者の生活環境は、厳しく住みづらい町となり、人口減少に今後も拍車がかかってくるものと考えます。

(1) 打開策としての方策をお伺いします。

(2) 令和5年、6年、7年度の出生数は何人かお伺いします。

(3) 令和25年、ちょうど令和5年、6年、7年ですか、のこの25年に成人を迎えたときの人口は何人くらいと推測されるかお伺いします。

それから大綱2番。費用対効果が全てではない。利益の上がるものは民間企業が取組を行います。

(1) 新成人との座談会で毎年出る話題は、住民バスの土曜日の運行であります。不便を感じた人たちは、この町にはなかなか住めないと考え、転出をいたします。そこで運行すべきと考えますが、所見をお伺いします。

(2) 番、町営住宅の家賃要綱を変更すべきである。若い世代の方が入居して、子供たちが大きく、働き出すと、所得も大きく多くなり、家賃が高額になります。そうしますと、利便性のよい町に転出をしてみたいです。家賃の要綱を変えるか、あるいは若者世代向けの町営住宅を建設すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

大綱3番。造成工事を民間事業者に委託。

町で工事の5割の補助金を出して、企業誘致あるいは住宅団地用の造成工事を行い、町の発展につなげるべきかと考えます。町のほうでなかなか財源的に厳しいというのはあれば民間活力が必要なのかなど、そのように考えて質問を行いました。所見をお伺いします。

議長(石垣正博君) 答弁願います。町長。

町長(石川良彦君) 高橋重信議員の大綱1つ目、大郷町の活性化は人口増であるの御質問に答弁をさせていただきます。

(1) 番目の人口減少の打開策につきましては、特効薬があるわけではありませんが、仕事の創出、人の流れの創出、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、そして、安全、安心な暮らしを守るの総合戦略の基本目標を柱とし、切れ目のない支援を行うことが重要だと考えております。特に、若者が定住したいと思える魅力あるまちづくりとして、住環境の整備と子育て支援の充実を最優先課題とし、着実に取り組んでまいります。

(2) の出生数につきましては、令和5年度27名、令和6年度20名、令和7年度22名、2月17日現在となっています。本日現在でも22名となっております。

(3) 番目の令和25年の町の推計人口につきましては、総合戦略の人口ビジョンにおいて、このままの状況では、何も対策を講じなければ約5,000人まで減少すると見込まれております。戦略人口といたしまして、約6,300人を目標に各種人口減少対策事業を実施していくこととしております。

次に、大綱2つ目の、費用対効果が全てではないの御質問に答弁をいたします。

(1) の住民バスの運行につきましては、利用者の利便性と運行コス

トのバランスを考慮する必要があります。御指摘の土曜日の運行要望があることは承知をしております。土曜日に限らず休日運行ということで土日含めての運行の要望があるということを承っておりますし、運転士不足の問題や財政負担が大きく、過去に断念した経緯があるということでもあります。定時定路線のバス運行のみにこだわらず、デマンド型交通の活用なども含め、現在、地域公共交通協議会において、より効果的、効率的な運用を協議していくということをやっております。今後、休日運行につきましても検討してまいります。

(2) の若者世代の町外流出につきましては、本町の持続可能なまちづくりにおいて最優先で取り組むべき喫緊の課題であると認識をしております。本町の町営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者への低廉な家賃での供給を主目的として運営をしております。そのため、入居者の所得上昇に伴い家賃が上昇し、一定基準を超えた場合には明渡し努力義務が生じる仕組みとなっております。この家賃算定式については、法令により全国一律の基準が定められております。町独自の判断で一律に引き下げることには制約がございます。

一方で、若年層の流出防止に向けた住宅施策は重要であると認識をしております。その方策として、若者世代向け住宅の建設も含め、近隣自治体の先進事例等を調査し、本町の特性に即した効果的な手法を今後検討してまいります。(「3番、3番」の声あり)

大変失礼しました。

次に、大綱3つ目、申し訳ございません。造成工事を民間事業者に委託の御質問に答弁をさせていただきます。

工業団地や住宅団地の整備には多額の費用を要しますので、民間活力による整備を促進するため、一定の支援は必要と考えますが、町から造成費の5割を事業者に補助するということは財政的にも大きな負担となります。企業誘致対策としての工業団地、移住、定住対策としての住宅団地の整備は必要であります。財政負担などの諸条件を考慮した上で、より効果的な事業手法を検討してまいりたいと考えております。

議長 (石垣正博君) 高橋重信議員。

11番 (高橋重信君) 再質問に入らせていただきます。

まず、大綱1番の特効薬があるのかと。これはね、なかなかないというのは、十分私も理解しております。ただ、やっぱり全国的に見た場合、特に近隣の中で、大和町あるいは富谷市など、あるいは利府町、どんどんどんどん活性化、人口も増えてきてると。これは、やっぱりこの辺の

取組が、先ほどいろいろ質問と答弁聞いておりましたが、情熱かなど。皆さん一生懸命やっていたのは分かるわけなんです、そういう話もよく研修に行くときれるわけなんです、要は子供たちが高校生になりまして、学校のクラブ活動やりたいと。ところがバスの時間が夜遅くまで走っていないので、帰宅組というか、なかなかクラブ活動できなくて、親御さんなり、家族の方がお迎えの方がいけば別なんです、そういう中で一生懸命やりたい、それがなかなか理解して町でやっていただけないと。その子供さんたちが大きくなって、成人式迎えたときに出たのが土日運行。特に土曜日だけでもやってほしいと。ところが、10年ぐらい前にアンケート取ったときも、土日運行のアンケートに対して、何ら対策もできなかったと。要は利用数が少ないということなんです。

議長（石垣正博君） 高橋議員、大綱2のほうに移っている。

11番（高橋重信君） ちょっとゆうべ遅くまでかかったものですから。

議長（石垣正博君） 続けてください。

11番（高橋重信君） 魅力あるまちづくりで、子育ての親御さんからした場合、学業あるいはスポーツ、この偏差値ですか、大郷町の場合はスポーツ関係では大分優秀な子供さんがおられました、昨日の質問を聞きますと、クラブ活動、中学生ですか、土日は学校では先生はそれはできないよということで、だんだんと少し尻すぼみになっていくのかなと思うんですが、高レベルの子供さんが例えば学校学業ですか、いい子供さんがどんどん輩出できれば、大郷町が一番何を魅力感じるかといったら、あそこの学校に行くと自分の子供さんたちが優秀になると、これが一番の特効薬かなと思うんですが、なかなか一長一短にこれもできるわけじゃないんですが、これ新年度の予算のほうに、土日は学校の人たちが、先生が入らないと、地域からそういう人たちを募るっちゅうようなことで、答弁がありました、予算的なものは入ってるんでしょうか。当初予算のほうには。

議長（石垣正博君） 高橋議員、質問に沿って。人口減少の打開策。

11番（高橋重信君） じゃあちょっと修正します。

議長（石垣正博君） 修正お願いします。

11番（高橋重信君） （「大綱1番ですよね」の声あり）んだね。分かってる。ごめんなさい。

議長（石垣正博君） いいですか。

11番（高橋重信君） じゃあちょっと、いやいや。

議長（石垣正博君） じゃあここで休憩しますか。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 0 分 休 憩

午 後 2 時 2 0 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 大変失礼しました。大綱1番、これ人口減が進んでいきまして、答弁のほうは5,000人ぐらまで減少すると。ただ、いろいろ戦略的に取り組んでいただいて、6,300人に行うということですので、この辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思ひまして、大綱1番目の質問を終わります。

次、大綱2番の費用対効果が全てではないと。これの再質問させていただきます。先ほどちらっと言いましたが、高校生がクラブ活動がしたいということで考えた場合にバスがないと。大郷町に帰る住民バスがないということで帰宅する人たちも多くおりました。10年前には土日運行で、これも費用対効果、人数が少ないということで対策できなかったわけなんですけど、運行しなかったわけなんですけど、この辺やっぱり費用対効果じゃなく、もうかるものは民間事業者がやるべきであって、やっぱりまちづくり、納税者の人たちがなかなか対応してもらえないとなれば、やっぱり転出するという方向にいろんな角度で考えてしまうのかなと思うんですが、答弁では考えていくということなんですけど、これはできれば早急に考えていただきたいわけなんですけど、この辺いつ頃まで実行というか、そういう方向に考えて実行に移すことができるのか、この辺ちょっと答弁いただきたいと思ひます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

住民バスを含めまして公共交通の再編ということで、現在協議会を立ち上げて、検討のほうをしているところでございます。その中で昨年、アンケート調査であったり、乗降調査、それからふれあい号、スクールバスについては現状調査ということで調査のほういたしました。その中の住民バスのアンケートの中で、確かに議員おっしゃるとおり、土日の運行であったり、あとは夜遅い時間であったり、朝の通勤に合わせた時間であったりとか、そういった様々な要望のほういただいているというようなところは確認のほうをしてございます。そういったことも含めて、今後協議会の中で、住民バス、ふれあい号、スクールバス、どこまで一緒にできるかというところもありますが、様々な交通手段というところ

の検討を入れながら、今後どうしていくかしっかりと町民の皆さんの意見を反映した中で、検討のほう進めていければと思っております。

現在のところのスケジュールというところでは、令和8年度に地域公共交通計画の策定の予定、それから令和9年度に実証実験、実証運行、それから令和10年度に本格運行という予定、スケジュールで協議会のほうには説明のほうさせていただいているところでございます。

議長（石垣正博君） 高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 令和10年にそういう方向に行くということなんですが、利用者のやっぱりこの方の人たちを、一番捉えて取り組んでいかなきゃいけないかなと思うんです。どんどんどんどんね、こんな不便な町にはいられないということで若い人たちが転出して行って、二十二、三人の出生数しかない。それがどんどん続いていくようであれば、本当に大郷の町じり貧な形になってしまうのかなと思うんですが、これはできるだけ早急に令和8年、9年、10年じゃなく、やっぱりその中で、高校生や中学生のほうの人たちにスクールバスなども、やっぱり途中までバスが行けないから出て来ていただきたいと、そういう中でちょっとこの辺には住んでいられないということで泉のほうに転出した家族の方もおりましたので、やっぱりその辺をしっかりと、利益を求めるんだったら違う形で求めていただきたいと思っております。このものに関してはできるだけ早急にこの取組、バス事業ですか、ここで住んで何とかね帰ることができるんだよと。クラブ活動でも何でも、そういう形にしていきたいと思っております。できるだけ、その計画よりも前倒しというようなことで、ひとつよろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） 要望でいいですか。

11番（高橋重信君） 今聞きましたので。

次、(2)番の若者世代向けの町営住宅、これ近隣でももう行っております、大和町などでも。やっぱり収入のある方をどんどんほかに転出されていくんでは、これは町の大変損失だなと考えます。この辺の取組、民間業者の方に建てていただいて町で借りるとか、あるいは補助金を、大郷町は過疎指定になっておりますので、どんな、何かの形で、補助金を探っていただいて、建設を町でできない、あるいは経費がかかってしまうというのであれば、民間業者に建てていただいて、あと町では入居者を募るとか、そういう形も必要じゃないかなと思うんですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願ひします。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

町長の答弁にもございますが、若年層の流出抑制に向けた住宅政策は重要であるということで、その認識は当然ございます。その方策の一つとして、若年、若者世代向けの住宅の建設も含め、近隣の自治体ということで、大和町でも子育て支援住宅というような住宅のほうも建設をしているというところもございますので、そういったところも参考にさせていただきながら、大郷町に合った住宅というものがどういうものなのかというのをしっかり検証し、協議のほうをしていければと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 課長もう少し力強い大きな声でよろしくお願いします。

次です。大綱3番目ですか。造成工事民間事業者に委託。これ大変、町とすれば大分お金のかかるものなんです、町でやると、やっていただきたいという質問が、再度今まであったわけなんです、町でできないのであれば民間事業者にやっていただくと。これは大分経費的にも安く済むのかなとは考えてこの質問させていただいたわけなんです、けやき坂団地ですか、あそこ約1万平米の中で29世帯が入居してるわけなんです、予算的に今物価高騰の中で捉えれば、約1億3,000万円ぐらいかなと考えるわけなんです、これが1万平米から5万平米ぐらいの中で、何とか町の活性化につなげられないのかなと考えておるわけなんです、町で5割の補助金じゃなくライフラインの道路、あるいは上下水道ですか。これを町の負担、業者の負担じゃなく町でその辺を助成していただいてこういう建設ができないのかなと。この話は、もしそうならどうなんですかということをお話すると、業者の方はそれだったら何とかやる方向にちょっと考えてみたいというものがあります。この辺の見解はどうなんでしょうか。そういう形で取り組んでいただきたいということをお話した場合には。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

議員のほうからの御質問の中で、5割というような内容のお話もございました。町のほうでの支援というところ。それについてはなかなか厳しいというところはあるというのは、議員も御納得いただいているようなところがあるかと思いますが、いずれにせよ、住宅用地の造成であったりといったときに、やはり町も大変というところもありますが、民間が

事業を実施するといったところでも大変なところはあるかと思っておりますので、何らかの支援、それが補助金として、例えばですけれども1区画幾らとか、先ほど議員がおっしゃったように、インフラの整備であったりとか、そういったところの支援というものができるのかどうか財政的などところも勘案しながら、内部でしっかり協議のほうはしていければと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 高橋重信議員。

11番（高橋重信君） ちょうど規模が大きくなりますと、調整池を造らなきゃいけないと、公園を造らなきゃいけないということになりまして、歩留まりというか、戸数が住宅に取られた場合、なかなか戸数が大きくなれないと思うんですが、ただ、これ県なりあるいは国のほうに、先ほどお話ししました過疎指定を受けた町としての何かの方策がないのかなと思うわけなんです、この辺をアンテナを高くして、ちょっと専門的に取り組んで何とかさせていただきたいと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

住宅地であったり工業用地ということになるかと思いますが、造成にかかる部分についての補助金というものは、ちょっと今のところ見当たらないと、単純な造成ということになると見当たらないというような部分はございます。ただ、どこかで抜けてる部分というのものもあるかもしれないというところがありますので、そちらは再度しっかりと検証、確認、調査のほうできればと思っておりますが、それを専門にということになると、なかなか人事的などところもあって難しい部分もあるかと思っておりますので、それはちょっとまたこれは協議のほうが必要なのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 高橋重信議員。

11番（高橋重信君） ちょうど、名古屋で宮城県主催の企業誘致セミナーあるわけなんです、そこに大郷町で出向いて参加しても、なかなか見せたり案内する場所、ものがないと。いろいろ今までも皆さん聞いてると思うんですが、やっぱりこれは早急に作らなきゃいけないのかなと。確かに、契約も何もされてないものを高額の金を出してやるというのはどんなものかというのはあるわけなんです、ただ、これをやらないと自治

てもなかなか効果が表れないのかなど。その中でやるとなったら、やっぱり企業誘致か、団地をつくって人を増やすか、この辺なのかなと思うんですが、これに代わるものを、もしあるのであれば、私はこれが最善かなと思って。ただ、契約になるかどうか、どうなんですかと言われた場合には、ちょっと即答はできないですけれども、これがどこの自治体でもやってることだと思うんですが、それに代わるもの、なかなかこれは民間じゃないのでできないと思うんですけれども、この辺の見解いろいろ答弁されましたが、これを強く取り組んでいていただきたいと考えますので、じゃあよろしくお願いします。

ちょうどね、今の高市総理が所信表明の中で言われた言葉の中に、官民連携で投資をしなきゃいけないということなんですが、私ども大郷町が何か発展するためには投資が必要なのかなど。それで開発関係、造成のやつを出ささせていただきました。

ちょうどそれで、ちょっと今の総理の話なんですが、この方が総理になる前に、やっぱりいろんな要望があった場合には、いろんなものを考えて、制度の中にはないよと。だけれど、どんな形でも見つけて、それで予算づけをして事業をやったというのがあるので、町にもその辺をいろんなアンテナを伸ばして、過疎指定でこういうものしかないよというんじゃないで、この事業をやるためにはそういう形で取り組んでいただきたいと思います。

それで、今町の財政力指数ですか。それから、経常収支指数、将来負担指数、これはおおむね健全であります。将来の見通しとなった場合、人口減少あるいは高齢化による財源の自主財源の減少、それから最近企業が、よその町に転出……

議長（石垣正博君） 高橋議員。

11番（高橋重信君） ちょっと待って。

議長（石垣正博君） 要点、要点だけ。

11番（高橋重信君） 今それに入ってるから。

自主財源の減少あるいは要はあれですか、公共施設の維持管理がどんどんどんどん募ってくると思いますので、時間がたてばたつほどなかなか財源が見つけられなくなるのかなと思いますので、今がチャンスであります。ちょっとこの辺を、令和8年、9年、10年とかいうそういうサイクルじゃなく、早急に取り組む町長の、執行者である町長の考え、団地造成なり何なり、この辺の見解をお願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 費用対効果が全てではないということの前提の中でお話を承っております。まさにそのとおりだと思います。そして、その中でこれまでやりかねてた部分もありますので、先ほど公共交通についても、休日運行についても、早速協議会を立ち上げ、検討に入った。それが令和9年度なるか令和10年度となるかとなると、遅いという御指摘があるのも事実でありますので、その辺については、可能な部分から実証実験等を含んでやっていければなどと考えております。児童、生徒についても、どんどん減少しているということもありますので、あるいは生活様式も変わってきておりますね。その辺を含んで改正できることからやっていく必要があると思います。さらに国の制度の中もどんどん変わってきておりますので、ライドシェアとかそういったものの取組も、実際、人口比率、あるいは町の面積等を含んでいろんなやり方も出てきておりますので、そういったことで公共交通とかの要望を執行していくについては対応していきたいと思っておりますし、宅地とか工業団地については先ほど担当からお話したとおり、産業用地の調査を実施を始めさせていただいておりますし、それによってその適地について企業さんともこれからお話をしていく、あるいは県当局の御指導を仰ぎながら、そういったよりスピーディー感を持ちながら、議員の要望に応じてまいりたいと思っておりますし、若者世代住宅につきましてもそのとおりであります。議員からは宅地造成する場合に、工業団地をあるいは住宅団地両方含んでるかもしれない、5割相当ということなんですが、必ずしもそういう方法でなくてもあるし、PFI方式とかPPP方式とかもあるし、例えば2億円の造成費がかかった場合に、町が1,000万円ずつ20年で支払うというようなやり方で造成してる自治体もあるし、そういったことも含めながら、どういった可能性があるか、あるいは議員からも言われましたが、国県の国の補助、助成、交付金制度をフルに活用しながら、より有効的、そして町の財政状況に合った、見合った形での事業推進に努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） 高橋重信議員。

11番（高橋重信君） いろいろありがとうございました。ひとつよろしくお願ひします。私たち役場のほうが町民の皆さんから費用対効果はどうなんだと、そのように言われぬように、ひとつよろしくお願ひします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで高橋重信議員の一般質問を終わります。

- 日程第3 議案第7号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第8号 大郷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第9号 大郷町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 大郷町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 大郷町東日本大震災復興基金条例の廃止について
- 日程第8 議案第12号 大郷町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第9 議案第13号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第14号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第15号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第16号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第17号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第18号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（石垣正博君） 日程第3、議案第7号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第8号 大郷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第9号 大郷町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第10号 大郷町道路占用料条例の一部改正について、日程第7、議案第11号 大郷町東日本大震災復興基金条例の廃止について、日程第8、議案第12号 大郷町過疎地域持続的発展計画の策定について、日程第9、議案第13号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第9号）、日程第10、議案第14号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第15号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第16号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）日程第13、議案第17号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）、日程第14、議案第18号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第3号）

を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第7号及び議案第8号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第7号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第7号 大郷町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

大郷町障害者医療費の助成に関する条例(平成16年大郷町条例第10号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川 良彦

初めに、改正理由について申し上げます。

現在、全国の各自治体が行っている基幹システムの標準化により、従来本町で使用していた様式の名称を標準化された統一名称に改めるため、所要の改正を行うものです。

なお、様式の名称を変更するのみであり、内容については一切変更はございません。

次のページの別紙にて御説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては、受給資格登録申請書を大郷町障害者医療費受給資格登録申請書に、更新登録申請書を大郷町障害者医療費助成現況届にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上、議案第7号につきまして、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第8号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の3ページを御覧ください。

議案第8号 大郷町母子・父子家庭医療の助成に関する条例の一部改正について

大郷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成16年大郷町条例第11号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川 良彦

初めに、改正理由について申し上げます。

こちらにも、議案第7号と同様に、現在全国の各自治体が行っている基幹システムの標準化により、従来本町で使用していた様式名称を標準化された統一名称に改めるため、所要の改正を行うものです。

なお、様式の名称を変更するのみであり、内容については一切変更はございません。

次のページの別紙にて御説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては、受給資格登録申請書が大郷町母子・父子家庭医療費受給資格登録申請書に、更新登録申請書が大郷町母子・父子家庭医療費助成現況届にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上、議案第8号につきまして、提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第7号、議案第8号につきまして、御審議の上、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第7号及び議案第8号について説明を終わります。

次に、議案第9号について説明を求めます。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） それでは、議案第9号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

議案第9号 大郷町森林等における火入れの規制に関する条例の一部改正について

大郷町森林等における火入れの規制に関する条例（昭和60年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、改正理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や、林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえて、火災予防条例が一部改正され、令和8年1月1日から施行されたことから、条例の一部を改正するものです。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

条例第9条第3項中「期間中であっても」その次に「、」を加え、「、」を「若しくは」に改め、「異常」を削り、「乾燥注意報」の次に、「が発表、」を、「又は」の次に、「林野火災注意報、林野火災警報若しくは」を加え、同条第6項中、「、異常」を「若しくは」に改め、「乾燥注意報」の次に、「が発表又は林野火災注意報、林野火災警報」を加え、「速やか」を「直ち」に改めるものでございます。

附則といたしまして、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第9号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第9号について説明を終わります。

次に、議案第10号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） それでは、議案第10号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第10号 大郷町道路占用料条例の一部改正について

大郷町道路占用料条例（平成9年大郷町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の条例改正につきましては、道路法施行令の一部改正により、指定区間内に係る道路占用料の額が令和8年4月1日から解体されることに伴い、本町においてもこれに準じて改定するため、大郷町道路占用料条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について、8ページの別紙により御説明いたします。

附則第4項の改正につきましては、現行条例に存在しない文言が引用されていたため、今回の改正に合わせ、当該部分を削除するものでございます。

次に、別表を次のように改めるもので、8ページから15ページまでの占用物件ごとに占用料を改定し、政令改正により追加された占用物件1件を追加するものでございます。

続いて、16ページをお開き願います。

附則として施行期日を令和8年4月1日とし、施行日前に徴収すべき占用料については、従前の例による経過措置を設けるものでございます。

議案第10号につきましての説明は以上になります。内容について御理解いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第10号について説明を終わります。

次に、議案第11号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第11号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

議案第11号 大郷町東日本大震災復興基金条例の廃止について

大郷町東日本大震災復興基金条例（平成24年大郷町条例第1号）を別紙のとおり廃止するものとする。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

次ページをお開き願います。

大郷町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例。大郷町東日本大震災復興基金条例（平成24年大郷町条例第1号）を廃止する。

附則、この条例は令和8年3月31日から施行する。

本基金につきましては、東日本大震災からの復興に向けて、平成24年3月6日に設置した基金で、宮城県から交付される震災復興基金交付金を積み立て、住民生活の安定、地域産業の振興及び防災対策等に資する事業を行うため、本町の復興基金事業実施計画に基づき取り崩し、基金充当対象事業に充当してきたところがございます。令和7年度をもちまして基金残高がなくなり、基金としての役割を終了することから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、令和8年3月31日で本条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第11号につきましての提案理由の御説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第11号について説明を終わります。

次に、議案第12号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） それでは、議案第12号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

議案第12号 大郷町過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、大郷町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて議会の議決を求める。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、策定理由を申し上げます。

現行の計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本町が令和4年4月1日付で、町内全域が過疎地域に指定され、同法第8条の規定に基づく大郷町過疎地域持続的発展計画として、令和8年3月までの4年間を計画期間としていました。今回の改定は、この計画期間の満了に伴い、引き続き国の過疎対策事業債や、補助事業採択の優位性などの財政支援を活用し、本町の持続的発展に向けた施策を推進するため、期間を更新して策定するものでございます。

次に、策定の内容を説明申し上げます。

別紙の計画書（案）の目次をお開きください。

計画につきましては、1番の基本的事項から始まり、2番の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、最後、13番のその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、全部で13の分類に分けて構成されております。

1ページをお開きください。

1番、基本的な事項です。（1）に、町の概況として、①として、自然的、歴史的、社会的、経済的な諸条件について記述しております。

2ページの上段②に、本町の過疎の状況について、人口の動向、これまで行ってきた対策、現行の課題と今後の見通しについて。

3ページ、③社会的経済的発展の方向の概要、（2）人口及び産業の推移と動向や、行財政の状況を記述しております。

続いて7ページをお開きください。

今回策定する計画は、大郷町総合計画におけるまちづくりの基本目標と併せ、8ページにある5項目を持続的発展への基本方針とするものでございます。

続いて9ページをお開きください。

（5）地域の持続的発展のための基本目標は、5つの基本方針に基づき、過疎脱却のために数値目標を設定し、目標達成に努めるものでございます。（6）計画の達成状況の評価に関する事項は、PDCAサイクルにより事業内容の評価を毎年行います。また、当然のことですが、施策の見直しを行う際には、総合計画との整合性を図るものとします。（7）計画期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものです。（8）本計画の実施については、公共施設等

総合管理計画と整合性を図りながら行っていくことを明言したものです。このような基本的な計画の目標の下、9ページの2番、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、大分飛びますが40ページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項についてまでの各項目におきまして、(1)として、現状の問題点を提起し、(2)にそれに対する対策、(3)に計画、(4)に公共施設等総合管理計画との整合について、という流れに沿って、13までの項目についてつくられております。

2番から13番の各項目の中に全て、(3)計画として、事業や施設名称、事業内容、実施主体を記載しておりますが、最後のほう、43ページに別表として、過疎地域持続的発展特別事業に係る各計画を一覧として再掲載しております。

現計画から今回の計画で追加等を行いました主な事業につきましては、4の交通施設の整備、交通手段の確保では、高齢者外出支援事業(ふれあい号)、地域公共交通再編事業として事業名等の整理を行い、5の生活環境整備では、公営住宅ストック改善事業を追記し、6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上では、育児用品賃借事業、産後ケア事業、妊婦のための支援給付金、造血幹細胞移植後ワクチン再接種費補助金を追加いたしました。

そのほか全般にわたりまして、現状に合わせた文言の追加調整、令和12年度を見据えた各分野での目標指標の見直しを行っております。今後、事業の実施に当たりましては、総合計画や総合戦略との整合を図りながら、過疎脱却に向けた事業を着実に展開してまいります。

以上、議案第12号につきまして、提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石垣正博君) 以上で、議案第12号について説明を終わります。

次に、議案第13号について説明を求めます。財政課長。

財政課長(菅野直人君) それでは、議案第13号 一般会計補正予算(第9号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第13号 令和7年度大郷町一般会計補正予算(第9号)

令和7年度大郷町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億6,928万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億

9,036万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正予算ですが、3月補正の状況により財源調整ができたため、当初予算で計上していた減債基金繰入金を取り崩ししなかったこと、国が進める住民基本台帳等の標準化に伴うガバメントクラウド導入業務委託料の契約締結による減、ふるさと納税の実績に基づく関連経費の減、放課後等デイサービス利用者の減による障害児通所給付費の減、中粕川復興まちづくりである防災コミュニティーセンター外構工事完了及び防災緑地整備工事の内容の見直しによる減等によるものです。また、3月補正となりますので、このほかにも、事業費の確定、工事の完了等により請差等の予算調整を行ったものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず歳入です。

第1款町税第1項町民税2,919万9,000円の増額補正です。個人町民税の増等によるものです。

第2項固定資産税3,390万7,000円の増額補正です。税額の確定見込みによる増です。

第3項軽自動車税306万円の増額補正です。税額の確定見込みによる増です。

第5項入湯税16万4,000円の増額補正です。破産管財人からの納税による増で、この納税が現状で最後となります。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金75万7,000円の増額補正です。県試算による増となります。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金169万8,000円の増額補正です。県試算による増です。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金459万9,000円の増額補正です。県試算による増です。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金35万4,000円の増額補正です。県試算による増です。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金156万1,000円の増額補正です。県試算による増です。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金5万4,000円の減額補正です。県試算による減となります。

第10款地方特例交付金第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金250万円の増額補正です。県試算による増となります。

第11款地方交付税第1項地方交付税1億1,630万1,000円の増額補正です。確定による普通交付税及び震災復興特別交付税の増です。

第13款分担金及び負担金第2項負担金16万5,000円の減額補正です。放課後児童クラブ利用者の増等によるものです。

4ページをお開き願います。

第14款使用料及び手数料第1項使用料136万1,000円の減額補正です。入退去による町営住宅使用料の減等によるものです。

第2項手数料341万7,000円の減額補正です。自己搬入量の減少による廃棄物処理手数料、戸籍、除籍、謄本、抄本交付手数料の減等によるものです。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金504万6,000円の増額補正です。こども園等の利用児童数の定数減に伴う給付費単価の増による子どものための教育・保育給付交付金の増等によるものです。

第2項国庫補助金2,737万3,000円の増額補正です。中粕川地区復興まちづくり事業への社会資本整備総合補助金の国採択による交付額、国が進める住民基本台帳等の標準化及びガバメントクラウド導入に係る業務の契約締結による減、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金の増等によるものです。

なお、物価高騰対応重点支援町臨時交付金は、令和6年度分の重複交付分が含まれるため、令和7年度事業完了後に精算処理する予定でございます。

第3項委託金35万1,000円の減額補正です。事業費の確定による粕川地区堤防除草作業委託金の減等によるものです。

16款県支出金第1項県負担金48万1,000円の増額補正です。こども園等の利用児童数の定員数減に伴う給付費単価の増による子どものための教育・保育給付交付金の増、国民健康保険基盤安定負担金の減等によるものです。

第2項県補助金101万9,000円の減額補正です。対象者がいなかったことによるこども園の保育補助者雇上強化事業負担金の減、熊による人身被害や農作物被害を防止するための消耗品購入及び果樹伐採等に係る宮城県指定管理鳥獣対策事業交付金の増等によるものです。

第3項委託金106万1,000円の減額補正です。宮城県知事選挙及び参議院選挙執行経費確定による減、個人県民税徴収取扱費委託金の増等によるものです。

第17款財産収入第1項財産運用収入33万円の減額補正です。配当率の減による黒川森林組合出資配当金の減、定期預金の利子調整による減等です。

第2項財産売払い収入6万5,000円の増額補正です。経年劣化した保健センターの軽自動車、鉄くず等の売払いによるものです。

第19款寄附金第1項寄附金3,138万5,000円の減額補正です。実績見込みによるふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税の減等によるものです。

19款繰入金第1項基金繰入金4億69万9,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金及び未来づくり基金繰入金等の調整、3月補正の状況により財源調整ができたため、当初予算計上していた減債基金繰入金を取崩ししなかったことによる減等です。

第2項特別会計繰入金1万8,000円の増額補正です。後期高齢者医療特別会計繰入金の調整によるものです。

第21款諸収入第1項延滞金加算金及び過料13万7,000円の増額補正です。町税延滞金の調整によるものです。

第2項町預金利子64万1,000円の増額補正です。利率引上げによる預金利子の増等によるものです。

第3項貸付金元利収入31万1,000円の減額補正です。災害援護資金貸付金収入の確定見込みによる減、滞納繰越分の一括返済等によるものです。

第4項受託事業収入227万3,000円の増額補正です。受診者増及び健康診査委託費の増による後期高齢者健診受託事業収入の増です。

5 ページをお開き願います。

第5項雑入8万7,000円の増額補正です。転入見込み数の減による学校給食費収入の減。新市町村復興宝くじ市町村交付金等の増等によるものです。

第6項ポートピア事業交付金119万6,000円の減額補正です。売上見込額の減によるものです。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金77万3,000円の減額補正です。売上見込額の減によるものです。

第22款町債第1項町債5,770万円の減額補正です。中粕川地区復興まちづくり事業への国補助金である社会資本整備総合交付金の国採択額の減による借入額の減。学校給食センター外壁等改修工事費の確定による借入れ額の減によるものです。

歳入補正額合計2億6,928万円の減額補正です。

続きまして、6ページをお開き願います。

議長（石垣正博君） 課長、すみません。

ここで10分間休憩に入ります。

午 後 3 時 2 2 分 休 憩

午 後 3 時 3 2 分 開 議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、引き続き御説明をいたします。

資料の6ページをお開き願います。

歳出となります。

第1款議会費第1項議会費222万8,000円の減額補正です。議会広報の印刷製本費、各常任委員会視察研修終了による費用弁償の減等によるものです。

第2款総務費第1項総務管理費6,846万2,000円の減額補正です。職員人件費の調整、国が進める住民基本台帳等の標準化に伴うガバメントクラウド導入業務委託料の契約締結、ふるさと納税の実績に基づく関連経費及び積立金の減、羽生地区水路整備工事費及び中村雨水排水基本設計業務委託料の事業費確定見込みによる減、強風により倒壊の恐れのある大松沢地区の看板を撤去する交通安全施設撤去工事費の増等によるものです。

第2項徴税費998万2,000円の減額補正です。職員人件費の調整、事業完了による定額減税補足給付金。同給付金の支給に当たり、システムを

導入せず事業を実施したことによる、定額減税補足給付費システム導入業務委託料の減等によるものです。

第3項戸籍住民基本台帳費135万8,000円の減額補正です。事業完了による戸籍情報システム改修業務委託料、振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託料の減等によるものです。

第4項選挙費762万円の減額補正です。町長選挙、宮城県知事選挙、衆参議員選挙、町議会補欠議員選挙を執行経費確定による減等です。

第5項統計調査費104万6,000円の減額補正です。国勢調査の完了による減等です。

第3款民生費第1項社会福祉費2,391万円の減額補正です。職員人件費の調整、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療各特別会計繰出の調整、療養介護利用者及び就労継続支援利用者の減による自立支援給付費の減等によるものです。

第2項児童福祉費4,375万1,000円の減額補正です。児童手当、事業完了による認定こども園屋根外壁等の大規模改修に係る就学前教育・保育施設整備事業補助金、対象者がいなかったことによる、保育士・保育補助者雇上強化事業補助金、利用者減による障害児通所給付費の減等によるものです。

第4款衛生費第1項保健衛生費2,880万8,000円の減額補正です。各種検診及び予防接種業務終了による調整等です。

第2項病院費1,000円の増額補正です。公立病院負担金、これは公立黒川病院負担金の調整等によるものです。

第5款農林水産業費第1項農業費922万4,000円の減額補正です。職員人件費の調整、事業完了により、農業関連補助金及び交付金、事業費確定による志田谷地排水機場及び行井堂堰の農村地域防災・減災事業、県営事業負担金の減、熊による人身被害や農作物被害を防止するための消耗品費購入及び果樹伐採業務委託料の計上によるものです。

第2項林業費25万5,000円の減額補正です。黒川森林組合出資金の確定による減等です。

第6款商工費第1項商工費86万5,000円の減額補正です。実績見込みによる小規模事業者経営改善資金利子補給の減等です。

第7款土木費第1項土木管理費6万2,000円の増額補正です。公用車の夏タイヤ購入による消耗品費の増です。

第2項道路橋梁費366万6,000円の減額補正です。事業費完了による町道中粕川線ほか1路線、道路台帳作成業務委託料の減。町道柏木原小梁

川線の土地購入費及び補償費の次年度後ろ倒しによる減、同道路改良工事の前倒しによる増等です。

第3項河川費78万1,000円の減額補正です。事業確定による粕川地区堤防除草作業業務委託料の減です。

第4項住宅費24万2,000円の増額補正です。町営住宅の給湯器修繕料の計上による増等です。

7ページをお開き願います。

第5項都市計画費4,423万3,000円の減額補正です。対象者の減による若者及び子育て世帯定住促進奨励金、申請者がいなかったことによる、防災住環境整備支援事業費補助金、中粕川復興まちづくり事業である防災コミュニティセンター外壁工事完了及び防災緑地整備工事内容の見直し、事業費確定による防災避難緑地等全体の確定測量業務委託料の減等です。

第8款消防費第1項消防費173万9,000円の減額補正です。消防団員報酬の調整、事業費確定による大松沢貝柄塚の消火栓設置工事負担金の減等によるものです。

第9款教育費第1項教育総務費514万7,000円の減額補正です。職員人件費の調整、貸与者の減による奨学資金貸付金の減等によるものです。

第2項小学校費212万5,000円の減額補正です。支給額の確定見込みによる要・準要保護児童援助費、校外学習活動の終了によるバスタクシー借上料、業務完了による空調機点検業務委託料の減等によるものです。

第3款第3項中学校費393万2,000円の減額補正です。支給額の確定見込みによる要・準要保護児童援助費、校外学習活動の終了によるバス、タクシー借上料、出場のなかった全国中学校体育大会出場補助金の減等によるものです。

第4項社会教育費439万9,000円の減額補正です。事業費確定による各分館修繕に係る環境整備事業費補助金。契約額の確定による指定文化財映像記録化業務委託料及びフラップ大郷21排煙窓オペレーター不良箇所修繕工事費等の減によるものです。

第5項保健体育費36万2,000円の減額補正です。物価高騰による学校給食センター賄い材料費の調整、事業完了見込みによる学校給食費助成金の減等によるものです。

第10款災害復旧費第3項農林水産施設災害復旧費448万円の減額補正です。令和7年度5月豪雨による農地所有者への農地災害復旧事業費補助金の確定見込みによる減です。

第4項公共施設災害復旧費12万6,000円の減額補正です。令和7年5月豪雨による郷和荘のり面の土砂崩れに係る木ノ崎地区公共施設災害応急工事の完了による減です。

第11款公債費第1項公債費108万6,000円の減額補正です。償還額確定による減です。

歳出補正額合計2億6,928万円の減額補正です。

以上、補正前の予算額61億5,964万5,000円から歳入歳出とも2億6,928万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ58億9,036万5,000円とするものです。

続きまして、8ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費について御説明いたします。

13件となります。款、項、事業名、金額の順に御説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費役場庁舎照明交換修繕事業60万円です。役場3階議員控室及び各委員会室の照明交換に係るもので、需要拡大により年度内の部品納品が難しいためです。完成予定は令和8年5月末予定です。

同じく第1項総務管理費公有財産水路整備事業643万5,000円です。羽生地区水路整備事業に係るもので、地権者との協議に不測の日数を要したためです。完成予定は令和8年6月末日です。

同じく第1項総務管理費緊急自然災害防止対策事業361万円です。中村地区雨水排水基本設計業務に係るもので、9月補正予算計上での施行により適正な履行期間を確保するためです。完了予定は令和8年9月末日です。

同じく第3項戸籍住民基本台帳費戸籍システム標準化・共通化事業264万円です。国が進めるシステム標準化に係るもので、システム構築作業の変更により、令和8年度に後ろ倒しすることになったためです。完了予定は令和9年3月末日です。

第3款民生費第1項社会福祉費ふれあい号車両購入事業349万円です。老朽化による車両買換えで部品供給の停滞による生産の遅延で納車が難しいためです。完了予定は令和8年10月末日です。

第5款農林水産業費第1項農業費農業振興地域整備計画更新事業577万5,000円です。農業振興地域整備計画の更新に係るもので、更新作業に時間を要し、県協議や承認に時間を要するためです。完了予定は令和9年3月末日です。

同じく第1項農業費指定鳥獣指定管理鳥獣対策事業1,099万5,000円で

す。鳥獣対策のための消耗品購入費や果樹等の伐採業務に係るもので、県内示が令和8年1月であり、適正な履行期間を確保するためです。完了予定は令和9年3月末日です。

第6款商工費第1項商工費商品券発行事業7,810万7,000円です。国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業である生活応援商品券発行に係るもので、商品券利用期間等を確保するためです。完了予定は令和8年12月末日です。

第7款土木費第2項道路橋梁費道路新設改良事業1,131万3,000円です。町道柏木原小梁川線道路改良工事に係るもので、事業の進捗のために令和8年度実施予定の工事費等を前倒したためです。完了予定は令和9年3月末日です。

同じく第5項都市計画費中粕川地区防災拠点整備事業2億7,250万4,000円です。防災避難緑地確定業務測量業務及び避難道路整備工事に係るもので、地権者との協議や国受託工事の引渡しに不測の日数を要したためです。完了予定は令和8年11月末日です。

同じく第5項都市計画費かわまちづくり事業2,000万円です。かわまちづくり事業の実施計画検討業務に係るもので、河川管理者との協議等に不測の日数を要したためです。完了予定は令和8年6月末日です。

第9款教育費第3項中学校費大郷中学校職員室空調機修繕事業82万3,000円です。故障による空調機交換に係るもので、機器納入期間の確保と、夏季までに修繕するためです。完了予定は令和8年6月末日です。

同じく第4項社会体育費町民体育館解体工事設計支援事業671万円です。町民体育館の解体撤去に係るもので、調査や設計図書の作成、積算に所要の日数を要するためです。完了予定は令和8年5月末日です。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表債務負担行為の補正について御説明いたします。

今回の補正は追加2件、変更10件です。

まず、1、追加です。

事項、期間、限度額の順に御説明いたします。

1、人事給与・財務会計システムソフトウェア使用料（新給与システム追加分）。設定期間は令和7年度から11年度まで、限度額は189万2,000円です。令和8年4月1日からの運用開始に当たり、新給与システムの機能追加に予算が不足するとともに、システム構築に時間を要するためです。

第2項、アグープ使用料。GPSの位置情報を活用した人流解析デー

タの使用料で、設定期間は令和7年度から8年度まで、限度額が264万円です。令和8年4月1日からの運用開始に当たり、初期設定等に時間を要するためです。

次に、変更です。設定期間は全て補正前と同じとなります。

1、住民情報システム保守業務。契約締結により、限度額を558万1,000円から554万4,000円に変更するものです。

2、住民情報システム賃貸借。システム標準化に係るもので、契約締結により、限度額を184万7,000円から176万6,000円に変更するものです。

3、住民情報システム機器賃貸借。リカバリーサーバーに係るもので、2台から1台での契約締結により、限度額を4,111万8,000円から3,084万2,000円に変更するものです。

4、グーグルワークスペース使用料。役場内のメールやスケジュール管理ファイル共有のためのアプリケーションツール使用料で、12月補正で正職員分で設定しておりましたが、運用上、会計年度任用職員等のライセンス追加が必要であるため、限度額を308万5,000円から371万8,000円に変更するものです。

5、役場庁舎宿日直業務。契約締結により、限度額を2,682万9,000円から2,681万円に変更するものです。

6、保健センター電話交換機設備賃貸借。再リースによるもので、契約締結により、限度額を12万6,000円から10万3,000円に変更するものです。

10ページをお開き願います。

7、小規模事業者経営改善資金利子補給（令和7年度貸付分）。借入者の確定により限度額を142万3,000円から53万円に変更するものです。

8、公共土木積算システム賃貸借。契約締結により、限度額を416万円から346万5,000円に変更するものです。

9、郷郷ランド清掃管理業務業務。契約締結により、限度額を1,206万3,000円から1,133万1,000円に変更するものです。

10、野球場等芝管理及び体育施設等草刈除草業務。契約締結により限度額を2,161万5,000円から2,117万7,000円に変更するものです。

続きまして、11ページをお開き願います。

第4表、地方債の補正について御説明いたします。

今回の補正は変更4件となります。

1、変更です。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。起債の目的、補正前、補正後の順で御説明いたします。

1、都市防災総合推進事業。限度額を1億6,690万円から1億3,200万円にするものです。中粕川地区復興まちづくり事業である防災避難緑地確定測量業務、粕川地区避難道路整備工事、防災コミュニティーセンター外壁整備工事に係るものです。国庫補助金である社会資本整備総合補助金の配分額に合わせて借入額を減額するものです。

2、学校教育施設等整備事業。限度額を4,900万円から3,010万円に変更するものです。学校給食センター外壁等修繕工事に係るもので、事業費確定によるものです。

3、緊急防災・減災事業。限度額を1,610万円から1,490万円に変更するものです。粕川地区防災コミュニティーセンターへの防災行政無線屋外子局設置工事、防災無線用Jアラート機器更新工事に係るもので、事業完了によるものです。

4、過疎対策事業（ソフト分）。限度額を3,500万円から3,230万円に変更するものです。学校給食無償化に係るもので、事業費確定見込みによるものです。

以上で、議案第13号 一般会計補正予算（第9号）についての説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第13号について説明を終わります。

次に、議案第14号及び議案第16号について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第14号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の63ページを御覧ください。

議案第14号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,116万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,552万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正は、歳入では、国民健康保険税の収入見込み、県からの保険給付費等交付金、一般会計からの繰入金や確定見込みに伴うものが主なものでございます。歳出では、保険給付費や各種事業の完了に伴う減額補正が主なもので、財源を県からの交付金や財政調整基金からの繰入金などで調整したものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税84万4,000円の増額です。保険税の収入見込みによるものでございます。

第3款県支出金第1項県補助金6,103万8,000円の減額です。

療養給付費などの歳出減に伴い、県からの交付金が減額されることによるものでございます。

第4款財産収入第1項財産運用収入19万4,000円の減額です。財政調整基金の利子額の精算によるものでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金1,238万6,000円の減額です。保険基盤安定繰入金などの決定に伴う一般会計からの繰入減でございます。

第2項基金繰入金1,127万8,000円の増額です。財源調整によるものでございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料32万9,000円の増額です。国保税の延滞金収入でございます。

以上、歳入合計6,116万7,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費9万8,000円の減額です。通信運搬費の見込み減によるものでございます。

第3項運営協議会費9万2,000円の減額です。国保運営協議会の開催見込みによるものでございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費4,492万2,000円の減額です。被保険者及び1人当たりの医療費が当初見込みを下回る見通しとなったためのものでございます。

第2項高額療養費1,503万7,000円の減額です。1人当たりの医療費が当初見込みを下回る見通しとなったためのものでございます。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費117万3,000円の減額で

す。特定健診等の事業完了によるものでございます。

第2項保健事業費43万9,000円の減額です。胃がん検診を初めとする各種がん検診などの事業完了によるものでございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金20万3,000円の減額です。基金利子額の精算によるものでございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金79万7,000円の増額です。各種交付金の実績報告に伴う精算償還金でございます。

以上、歳出合計6,116万7,000円の減額補正でございます。補正前の予算額10億1,669万5,000円に、歳入歳出それぞれ6,116万7,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億5,552万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の87ページを御覧ください。

議案第16号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,326万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,454万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正は、歳入では、後期高齢者医療保険料の収入見込み、歳出では、広域連合への納付金見込みによる補正が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料1,373万2,000円の増額です。保険料の収入見込みによるものでございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料3,000円の増額です。督促手数料

の収納実績によるものでございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金47万8,000円の減額です。保険基盤安定負担金軽減分として一般会計からの減になるためのものでございます。

以上、歳入合計1,326万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費10万4,000円の減額です。通信運搬費の見込み減によるものでございます。

第2項徴収費3,000円の増額です。口座振替件数の増による口座振替手数料の増によるものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金1,334万4,000円の増額です。広域連合への納付金が増額となる見込みとなったためのものでございます。

第3款諸支出金第2項繰出金1万8,000円の増額です。一般会計の繰出金の精算によるものでございます。

以上、歳出合計1,326万1,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額1億1,128万8,000円に歳入歳出それぞれ1,326万1,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億2,454万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第14号 令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第16号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石垣正博君) 以上で、議案第14号及び議案第16号について説明を終わります。

次に、議案第15号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(小野純一君) それでは、議案第15号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の73ページを御覧願います。

議案第15号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和7年度大郷町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119万3,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,708万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正予算は、歳出においては、保険給付費並びに地域支援事業費の今年度実績による予算額の調整が主なものでございます。

財源につきましては今年度の保険料収入の見込みより増額のほか、給付費などの見込額に合わせた支払基金交付金や国庫支出金などの特定財源及び一般会計や介護給付費準備基金からの繰入金により調整した内容となっております。

なお、1月末現在の第1号被保険者数65歳以上は2,979名、総人口に占める割合は40.7%です。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数は608名で、第1号被保険者に占める割合は20.2%、総人口に占める割合は8.1%となっております。

それでは、次のページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明いたします。

まず歳入ですが、第1款保険料第1項介護保険料の補正金額は629万円の増額で、収入見込みを調整したものです。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料補正金額は8,000円の減額で、督促手数料の収入見込みにより減額したものです。

次に、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金の補正金額は2,690万1,000円の増額で、居宅介護サービスなどの増によるものです。

次に、第4款国庫支出金第1項国庫負担金の補正金額は185万9,000円の減額で、給付費見込みによる負担金交付決定によるものです。

第2項国庫補助金の補正金額は1,061万円の減額で、システム改修に伴う事務費交付金の増はありますが、給付実績に伴う調整交付金の減などにより減額となっております。

次に、第5款県支出金第1項県負担金の補正金額は43万9,000円の減額で、施設入所者数の実績減に伴う給付費の減によるものです。

第2項県補助金の補正金額は7万6,000円の減額で、地域支援事業の実績に伴う減額となります。

次に、第6款財産収入第1項財産運用収入の補正金額は1万3,000円の

増額で、基金利子の収入見込みによるものです。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金の補正金額は106万8,000円の減額で、低所得者保険料軽減単価が減となったことによる繰入金の減が主なものでございます。

第2項基金繰入金の補正金額は1,798万7,000円の減額で、財源調整による減額計上です。

次に、第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料の補正金額は3万6,000円の増額で、保険料に係る延滞金の収入見込みにより増額したものです。

歳入補正額合計は119万3,000円の増額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費の補正金額は6万1,000円の減額で、手数料の支払い完了が主なものです。

第2項徴収費の補正金額は2,000円の減額で、徴収事務手数料の計数整理によるものです。

第3項介護認定審査会費の補正金額は58万6,000円の減額で、黒川地域行政事務組合の負担金の精算と人件費の調整によるものです。

第4項運営協議会費の補正金額は11万4,000円の減額で、会議開催回数減による各種委員報酬の減額が主なものです。

次に、第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費の補正金額は、96万6,000円の増額で、居宅介護、地域密着型介護、施設介護の各サービス給付費の単価増が主なものです。

第2項介護予防サービス等諸費の補正金額は230万円の減額で、地域密着型介護予防サービス給付費の給付実績による減額が主なものです。

第3項高額介護サービス費の補正金額は62万5,000円の増額で、高額介護予防サービス費の給付実績による増額です。

第4項高額医療合算介護サービス費の補正金額は36万9,000円の減額で、高額予防サービス費の給付実績による減額です。

第5項特定入所者介護サービス等費の補正金額は356万3,000円の増額で、特定入所者介護サービス費の給付実績による増額な増額が主な原因となります。

次に、第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費の補正金額は64万1,000円の増額で、サービス件数と単価の実績増によるものです。

第2項一般介護予防事業費の補正金額は9万7,000円の増額で、いきい

き百歳体操の新規団体立ち上げが少ないため、講師謝金の減がありますが、人事院勧告による健康長寿対策事業の人件費増などにより増額するものです。

第3項包括的支援事業・任意事業の補正金額は128万円の減額で、成年後見人制度の利用見込数が少ないこと、認知症共同生活介護事業所家賃助成の対象人数の減、認知症初期集中支援チームの活動件数が少ないため、事務費等の減が主なものです。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金の補正金額は1万3,000円の増額で、基金利子の収入見込みによる増額となります。

歳出補正後額合計は119万3,000円の増額となります。

以上、補正前の予算額12億5,589万2,000円に、歳入歳出とも119万3,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億5,708万5,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算の説明については以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

以上で、議案第15号について説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第15号について説明を終わります。

次に、議案第17号及び議案第18号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） それでは、議案第17号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

94ページをお開き願います。

今回の補正概要についてですが、収益的な部分では、給水量の見込み減に伴う調整、物価高騰対策に係る基本料金減免による水道料金の減、消費税、特定収入消費税の計上等が主な理由でございます。また資本的な部分では、法堂地区消火栓工事、法堂地区配水管布設替工事、中村、鶉崎地区配水管布設替工事等の工事費の確定見通しに伴う減額補正となっております。

それでは説明いたします。

議案第17号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度大郷町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）
第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益2,422万1,000円を減額し、2億4,255万4,000円とするものです。

第1項営業収益2,453万1,000円の減額は、給水量見込減に伴う調整及び物価高騰対策に係る基本料金減免による水道料金の減額が主なものとなっております。

第2項営業外収益31万円の増額は、預金利息の増、その他雑収益の増額によるものでございます。

次に支出です。

第1款水道事業費用962万2,000円増額補正し3億941万2,000円とするものでございます。

第1項営業費用158万7,000円の減額補正は、減価償却費、資産減耗費の増がございましたが、動力費、旅費、印刷製本費等の減により減額補正となりました。

第2項営業外費用1,109万2,000円の増額補正は、消費税及び特定収入消費税の予定見込額計上によるものでございます。

第3項特別損失11万7,000円の増額補正は、不納欠損3件分の計上によるものでございます。

95ページになります。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,704万7,000円は当年度分損益勘定留保資金4,660万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,046万6,000円で補填するものとする。）

収入でございます。

第1款資本的収入を2,734万減額補正し、1億247万7,000円とするものでございます。

第2項他会計負担金154万円の減額補正は、法堂地区の消火栓設置負担金の確定見込みに伴う計上によるものでございます。

第3項企業債2,580万円の減額補正は、法堂地区配水管布設替工事、中村、鶉崎地区配水管布設替工事等の工事費の確定見通しにより減額するものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出を2,914万円減額補正し1億5,952万4,000円とするものでございます。

第2項建設改良費2,914万円の減額補正は、歳入と同様に法堂地区の消火栓工事、法堂地区の配水管布設替工事、中村、鶉崎地区の配水管布設替工事等の工事費の確定見通しにより減額するものでございます。

96ページになります。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,458万5,000円から15万円増額補正し1,473万5,000円とするもので、漏水対応と時間外手当の増によるものでございます。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

以上で、議案第17号、水道事業会計の補正予算第5号の説明を終わります。

続きまして、102ページをお開き願います。

議案第18号につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正概要は、収益的な部分で、他会計負担金の財源調整や、長期前受金戻入の金額確定に伴う補正が主なものでございます。また資本的の部分では、企業債、他会計負担金、国庫補助金の調整、工事費の確定見通しに伴う補正が主なものでございます。

それでは説明いたします。

議案第18号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和7年度大郷町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出及び支出)

第2条 令和7年度大郷町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款下水道事業収益を375万2,000円増額補正し、3億6,720万1,000円とするものでございます。

第1項営業収益250万円の増額補正は、使用料見込額による増額でございます。

第2項営業外収益125万2,000円の増額補正は、他会計負担金の財源調整、減価償却に伴う長期前受金戻入の計上によるものでございます。

支出でございます。

第1款下水道事業費用3,700万4,000円増額補正し4億464万9,000円とするものでございます。

第1項営業費用1,098万8,000円の増額補正は、更新工事に伴う固定資産の減価償却の計上によるものでございます。

第2項営業外費用2,601万6,000円の増額補正は、消費税及び特定収入消費税の計上によるものでございます。

次に、103ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 令和7年度大郷町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)

第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入1,751万4,000円を減額補正し1億7,447万円とするものでございます。

第1項企業債200万円の減は、工事費等の確定見通しによる調整でございます。

第3項負担金407万4,000円の減は、他会計負担金の財源調整によるものでございます。

第4項補助金1,144万円の減は、工事費の確定見通しによる調整でございます。

次に、支出になります。

第1款資本的支出8,65万7,000円を減額補正し1億8,332万4,000円とするものでございます。

第1項建設改良費1,261万4,000円の減は、工事費等の確定見通しによるものでございます。

第3項国庫補助金返還金395万7,000円の増は、過年度国庫補助金の精算による返還金でございます。

令和8年3月4日 提出

大郷町長 石川良彦

以上で、議案第18号 下水道事業会計の補正予算第3号の説明を終わります。

ただいま説明申し上げました議案第17号、議案第18号につきまして、補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよ

うお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第17号及び議案第18号について説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午 後 4 時 2 8 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員